

第九十一回国会 大蔵委員会 議 録 第十 三 号

昭和五十五年三月十八日(火曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 増岡 博之君

理事 愛知 和男君

理事 高島 修君

理事 佐藤 綱樹君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

理事 麻生 太郎君

理事 熊川 次男君

理事 白川 勝彦君

理事 中村正三郎君

理事 藤井 勝志君

理事 村上 茂利君

理事 山崎武三郎君

理事 山口 幸雄君

理事 島田 大助君

理事 堀田 猪郎君

理事 柴田 昌雄君

理事 宮地 弘君

理事 渡辺 正介君

理事 渡辺 貢君

出席政府委員

大蔵政務次官 小泉純一郎君

大蔵大臣官房審議官 水野 繁君

大蔵大臣官房審議官 梅澤 節男君

大蔵大臣官房審議官 宮本 保孝君

大蔵省主計局次長 禰河 徹映君

大蔵省主計局次長 高橋 元君

大蔵省証券局長 吉本 宏君

大蔵省銀行局長 米里 恕君

国税庁次長 伊豫田敏雄君

国税庁直税部長 矢島錦一郎君

委員外の出席者

郵政省貯金局長 小倉 久弥君

一業務課長 倉橋 義定君

労働大臣官房審議官 倉橋 義定君

建設省住宅局長 浜 典夫君

住宅宅課長 大蔵委員会調査室長 集林 勇樹君

委員の異動

三月十三日 補欠選任

辞任 島田 琢郎君

同日 小川 国彦君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

辞任 小川 国彦君

同日 島田 琢郎君

補欠選任 島田 琢郎君

同外三件(島居一雄君紹介)(第二二九六号)

同(柴田弘君紹介)(第二二九七号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

同(不正税制の是正等に関する請願(鈴木康雄君紹介)(第二二九八号)

思います。

まず第一点は、この間、御案内のようにラスベガスの賭博場でK・ハマダなる人が四億五千万もばくちですってそれを立てかえてもらった、こういうことでもあります。このことは当然参議院の手算委員会においても外為法との関連で質問がなされましたけれども、私は所得税との関連において、少なくともあの問題は、K・ハマダなる者が、自

民党の浜田幸一代議士でないとするならばだれであるかということについては、これは贈与所得として当然国税当局としては追及をする責任があるというふうに思っておりますが、残念ながらこれは時効にかかっている、こういうことだろうと思

います。

ところで、主要諸外国における時効、いわゆる除外期間の実態を見ますと、アメリカでは原則として三年だけれども、申告漏れが二五%を超えている場合には六年、脱税をしたという場合は期限がない、こういうふうになっていますね。イギリスでは六年、しかし、脱税の場合は期限がない。西ドイツの場合は原則として四年だけれども、脱税の場合は十年である。フランスでは原則として四年だが、脱税の場合は公訴を提起さえすれば原則として二三年だ。こういうふう

に、わが国の徴収の時効消滅、国税通則法七十二条にありますがけれども、五年であるし、また、申告漏れのような場合には三年で打ち切られる、こういうふうになっております。

ロッキード問題のときも出たように、わが国における消滅時効の期間が非常に短いのではない

か、あるいはK・ハマダ氏の場合なんかはいづれも国税当局が追及できる、こういうふうになければならないと思うのであります。少し短過ぎや

せぬか、悪質なものは五年だといっても、五年ではどうにもならない。ロッキード事件あるいは今

度の問題を含めて、消滅時効をもっと長くする必

要があるのではないか、というふうな御意見を伺

いたいと思っております。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

一〇号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二二七号)

増徴委員 長

これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別

措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して

議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。山田芳治君。

○山田芳治委員 大臣は明日の夜出席をされるそ

うでありますので、私は大臣に対する質問は若干

留保いたしました。事務当局からお答えをいた

さしたい事務的な問題を中心に質問をいたしたい

と思っております。

まず第一点は、この間、御案内のようにラスベ

ガスの賭博場でK・ハマダなる人が四億五千万も

ばくちですってそれを立てかえてもらった、こう

いうことでもあります。このことは当然参議院の手

算委員会においても外為法との関連で質問がな

されましたけれども、私は所得税との関連にお

いて、少なくともあの問題は、K・ハマダなる者

が、自

民党の浜田幸一代議士でないとするならばだれ

であるかということについては、これは贈与所得

として当然国税当局としては追及をする責任があ

るというふうに思っておりますが、残念ながらこ

要があるのではないかと思ふのですが、事務的にはいかがでしょうか。これはまた大臣にも伺いますけれども、事務的にはどうですか。

○高橋三吉政府委員 いま仰せになりましたように、諸外国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの事例を調べてみても、脱税の場合、いわゆる時効がわが国の場合よりも長くなっております。その裏になつておりますいろいろな社会的な事情というのがもちろんあるわけでございまして、たとえばイギリスでは消滅時効というものがなくないわけではございません。訴権の除斥期間というふうな考え方をとつておるようであります。それから、イギリスの場合には、したがって書類の保存期間というのは税法に定まつておりませんけれども、税務当局が要求すればいつでも出さなければいけない。筆証責任はむしろ納税者側にあるというふうな構成をとつております。そういう意味では、課税関係が完結するまで自発的に帳簿書類を納税者側が保存をする、こういう前提があつて無期限の課税の除斥期間というのが構成されておると思ひます。

それから外国におきましては、一般に帳簿の保存期間というものがわが国の場合よりも長くなつておりました。日本の場合には、御案内のように、青色申告をしていいますと、税務書類帳簿を備えて五年保存しておけというところになっておりますが、これには別に制裁というのがないわけではございます。商業上の帳簿の保存義務は十年でございしますけれども、商事の債権の時効が五年でございしますから、五年たつと大体の企業においては重要書類はとつていないということでありまして、それから、アメリカは内国歳入法の執行上の資料となり得る限り保存せよという規則がございします。それから、イギリスは、いま申し上げたようなことですが、ドイツは十年間とおけ、証票は六年でよろしいが、帳簿は十年とおけというふうになつております。フランスの場合は、商法上十年でございしますが、税法上六年という義務が課せられております。

この点が、外国と日本と比べてみました場合に、脱税に対する時効期間が短過ぎるのではないかと御指摘をたびたびいただいておりますが、私も、私も勉強をしておるわけでございしますが、一番基礎になります障害でございします。帳簿書類の保存期間を延長をお願いしなければ、課税の時効、いわゆる除斥期間を延長いたしましたも直ちに効果を上げるのができない。そのためにはどうしても書類保存の年限の延長をお願いしなければならぬという事情がございします。

それから第二に、これは明治三十年でございしたか、わが国の会計法の十八条をもつて定められてから、わが国の公の債権はすべて五年をもつて時効にかかるということになつております。したがつて、課税の除斥期間を延長いたしました場合に、会計法との関連をどうするかという問題もございします。

それから、一般的に申しますと、税というのはすべての経済活動をしていく人にかかつていくわけでございますから、法的な安定性と申しますか、そういうものに対する配慮も必要でございします。

仰せのように、故意の脱税を図るということは国の財政に対する重大な侵害でございしますから、これは脱税に対する時効というものを延長してしまふべしという考え方もございしますし、私もいまま申し上げたような延長を可能にするような基礎的な条件を検討いたしておるということでございます。

○山田(芳)委員 いろいろの商法の問題その他もあるけれども、主税局長がおっしゃつたように、最近はその点の非常な悪質なものがあるわけですから、全部が全部延長しろとは申しませんが、いま言われているようなロッキード事件だとか、K・ハマダの問題などという悪質な例のものについては、期限なしというのとは外国の例にあるわけですから、ひとつ検討していただきたい。これは大臣にも申しておきたいと思ひますが、いろいろの関連はあるけれども、後でもこれは触

れますけれども、法人税の調査を見ましても、とにかく調査に行つたら八割までが何らかの形で更正決定をしなければならぬ、こういうことになつていふし、不正申告の件数は、完全に悪質と言われるものも八割を超えているわけですね。調査をしたものの八割はどこかで申告漏れがある、全体の二割を超えている部分が悪質な脱税をしていふことを考えると、わが国の社会的な背景は、やはりこういう消滅時効などは悪質なものについては無制限とするという方向でやはり検討していただきたいというところを申し上げたいと思ひます。これは大臣にも要求として申し上げたいと思ひますが、一応これで終わります。

次の問題に入りますが、これは国税当局に要望として申し上げておきたいのですが、昨年の十二月二十一日にいわゆる共済年金法が通過いたしました。そして二十八日に施行になりました。共済年金は非常に手続がめんどうでありますから、三・六％の差額分が支給をされたのが三月十日を越えて、これは実態を一遍調べてほしいと思ひますが、申告期限を過ぎて差額が決定をされていくということがあります。大体所得の所属する区分というものは債権の発生した年度であるということでありまして、当然この年金や恩給の差額分は五十四年度で申告すべきであり、源泉徴収ないしは年末調整をさすべきでありますけれども、この法律が十二月二十八日に公布をされた。債権が十二月の終わりでありますから、事務手続で申告期限の三月十五日を過ぎて交付されている、こういう状態になつていまして、これは五十四年度に決算をしてそれをやるか、五十五年にするか、五十五年の所得がある人は五十五年度においてベ

ース改定その他をやれば、下手をすればランクが一つ上がつて累進課税をして大変不利になるということがあります。だから、三月十五日を過ぎてもこういう分については特別の配慮をしてほしい。と申す私自身、実は三月の十日日に受け取つたわけでありまして、私自身はもう三月十日に

は申告が済んでおつた後からやつてきた。さあ返してくれと言つたつて、あの調査票、山のようにあつて、どこに入つていふのかわからぬというふうな状態で、税務署はそんなことを頼みに行くような状態ではあります。そういう点、私、事務的に伺ひました。やはり年金の主管課と所得税の国税庁と主税局との間における、あるいは官房との間における事務の不徹底だと思ひますけれども、私はあえて責めませんけれども、これは国の年金、恩給だけじゃなくて、地方団体の地方共済あるいは農林あるいは文教関係、すべてに通ずることだけの特異な現象だらうと思ふのですが、この点はひとつ個別的に十分配慮して、三月十五日を過ぎてはちゃんと五十四年度分に入つて処理ができるようにしてあげないと、一ランク上がったときには五十五年において累進所得がふえるという人が出てくる可能性が大変多い、こういうふうに思ひますので、ちょっとその点ひとつ配慮をしてもらいたい、これはミスだらうと思ひます。

○矢島政府委員 お答えいたします。

先生いまお話ございましたように、施行日がたまたま十二月二十八日という非常に迫つた時期でございまして、本来五十四年度分ということであろうかと思ひますが、何分にも施行日が非常に迫つておりましたこと、それから数百万人の受給者という非常に大ぜいの方におたつてのことでもございしますので、確かに理屈の点で言えば先生のおっしゃる点だと思ふのですが、確かに問題はございします。特に問題になるといふのはごくわずかのケースだと思ひますけれども、いずれにいたしましても先生のお話もごもっともと存じますので、検討いたしまして何かあれしてまいりたいと思つております。

○山田(芳)委員 余り責め立てはいたしませんけれども、配慮をしていただくことだけ会議録に残しておきたいと思ひますから、その点配慮してもらいたいと思ひます。

次に、これも今度の申告の中で、私のところへ多くの納税者がいろいろと言つてきておるのです

が、保険の控除の問題です。

火災保険と生命保険は、生命保険なんかはわずかで、火災保険と生命保険に付随しない傷害保険には控除制度がないという。対人的、対物的な損害保険について、一部は控除するが一部は控除しないというところは、税制の理屈の上から言って一体どうなのか。納税者から、家の火災保険には控除があるけれども、同じ対物である自動車保険の強制保険あるいは任意保険を含めてこれは控除がないというのはおかしいじゃないか、生命にかかわる人的な保険について、生命保険は控除があるが、傷害保険が独立してある傷害保険には控除がないというのはおかしいではないかという質問がありました。それはいろいろ理屈があるだろうと思いますが、私はアンバランスだと思っております。これはどういうふうな理屈として言われるか、ちょっとここで明確にしておいていただきたい。

○高橋(元)政府委員 事業用の自動車に係ります自賠責保険なり任意保険というものは必要経費になる。これは事業所得の計算上必要経費になるというところでございますけれども、自家用自動車、いわゆるマイカーについての保険料につきましては、自動車自体の損害保険料を損害保険控除の対象とするのは、自動車を持っておられる方はそれで引けますけれども、自動車を持っておられない方についてはかえって引けないという問題がございます。それから、自動車自体の損害につきますように、その損害の深刻さは家屋、家財の焼失の場合と同じということではないんだらうと思っております。

それから、損害賠償責任保険料、これを損害保険料控除の対象にするというところは、第三者に対する損害賠償の充実という政策目的は自賠責の強制保険の充実ということで対処できているというふうに思っております。

いまお話をいたしました生命保険料控除にいたしても、損害保険料控除にいたしても、こ

れはそもそも保険料を引くものであるというよりは、一種の、さき申し上げたことの裏から出てまいりますような意味合いを持った政策的な考慮でございます。したがって、自動車損害賠償責任保険料、これを損害保険料控除の対象に加えることは多くの問題があつて御要望に沿ひかねるというところを申し上げさせていただきますのでございします。御理解をいただきたいと思ひます。

○山田(芳)委員 人的な方はどうですか。私は別に自動車の保険を免除せよと言っているわけではありませんが、政策的にアンバランスではないかというところを申し上げたので、かけないなら両方——家を持つていような人は担保能力があるんだから、そんな三千円かわずかなものはもうおかけにならぬ方がいんじゃないですかという気持ちでもないではないのですけれども、あえてそこまで言いませんが、人的な面はどうですか。

○高橋(元)政府委員 人的という仰せですと、生命保険料の控除でございます。……山田(芳)委員「生命保険と傷害保険で、生命保険に付随しない傷害保険は引かれない」と呼ぶ。これは所得税法本法の規定ではございしますけれども、私どもは、租税特別措置の減収額の試算とか、租税特別措置の一覧というものを御提出いたしておりますが、その中でごらんいただきましたように、これは一種の政策税制だという考え方でございします。外国の自動車保険料の控除関係の税制というのを見てもまいりますと、各国とも事業用の自動車以外の自動車についての保険料の控除というのは一般的に認めておりません。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、すべての国について私も調べてみますと、そうなっております。そこにおのずから社会的な常識として差があるのではなからうかという考え方を持っております。御納得のいたただけるお答えになるかどうかわかりませんが、現在の税制の考え方を申し上げさせていただきます。

○山田(芳)委員 余り政策論としてはいただけないと思ひますけれども、この程度にして、また関係者

係者とゆつくり議論をさせていただきます。

次に、これは大臣に申し上げようと思つておるのですが、主税局長にもあるいは伊藤田さんにも申し上げておきたいと思つております。先ほども申し上げましたように、いま税務署、国税局の人員というものはまことに貧弱であります。この間数字を出していただいたのでありますけれども、いま法人は百六十万を超えていて、百六十三万ともいい百六十七万とも数字によつて違つておりますけれども、とにかく百六十数万の法人の調査は一体どのくらいできているのだということを伺いをいたしますと、先般大蔵省からいただいた資料によると、現在百六十四万九千九百の法人があるけれども、五十三年にしてみますと、このうち調査のできたものは十五万六千、九・五％。だから、昔間私どもは、法人は十年に一遍くらい調査される程度だといふ話をよく聞きます。確かに数字で見ても、いま申し上げたように百六十四万九千の法人があるのに、一年で調査をするのが十五万六千、九・五％、一割もいってない。だから、十年では調べられないのです。十数年から十一年と各法人を一応調査するといふことができない。それならばまだしも、十五万六千を調査したら、たとえば四十九年においては九万二千を調査して、これは六・六％しかできていないのです。そのうち更正決定をしたものが八割、そのうち脱税された悪質な不申告の件数は、先ほど申しましたように二割を超えておる。こういうわけでありま

す。だから、法人の調査をやれば、そのうちの八割までが何らかの形で税金が納められていない。悪質であるか悪質でないかは別として、八割は正しく税金が納められていない。しかもその八割だけではなくて、全体の二割を超える部分が悪質の脱税であるといふことがわかつた、こういう資料がここに出てくる、こんな状態なのです。確かに日本の申告制度は非常に民主的な制度でありま

すけれども、税が高いといふことか、税制度が国民の信頼を得ていないのか、いづれか知りませんが、これも、実態といふのはこういうふうになつて

います。だから、税というものは正しく納められるべきである。節税すべき点ほとんど節税して

いかなければならない。何も無理して納める必要はさらさらないけれども、正しく税が納められないからクロヨン、トーゴサンピンというふうな話が出てくるわけなんです。その意味では、税務署の職員というものは、特に法人関係においては百六十四万九千に法人があつていて、人数がさつぱりふえていないといふところに現場の職員は大変苦勞をされているし、行政改革といへば役人をやめさせたいのだけれども、この考え方では、財政再建、税を正しく取るという点から、もう少し国税庁の中に

における職員の配置というところは考へていただきたいと私は思つております。税を取るのには権力をかさに着てやる、悪い役人だといふ印象があります。しかし、税がなければ財政再建もできません。私は税務署の職員の皆さんといふ話をして、私に話をして、いまだきつていまして、とにかく暇があれば外に出て行け、こゝ言われて大変なんですといふ話をよく聞きます。確かに努力をされて、昔は間課課長直轄課だといふのを全部廃止して、いまは統括官だとか調査官といふような制度に切りかえて、庶務部門を庶務課、総務課に一元化して、なるべく外に出るようには職員の配置をして努力されているという点もわかるけれども、もうそういう内部の自己努力では足りないという点があると思つております。だから、行政改革等いろいろ他の部門から人があつてきた場合には、もう一度税務大学校あたりで、民間においても再雇用の訓練を能力開発訓練等々やるわけでありま

す。同じようにそういう人々を国税当局に吸収されて、そこで働く現場の職員の皆さんが安心して働けるように努力していただきたいと思ひます。これは大臣に言おうと思つてい

ますが、主税局長もおられるし、国税庁の伊藤田次長もいらつしやるので、幹部の皆さんにまず申し上げるとともに、国税の俸給表が、昔は二五％の水増しがあつたのでありますが、最近是非常に縮ま

きていたという話を国税の職員から聞きます。こころあたりも、本場に第一線で苦勞している税務職員のことを考えてやっつけはいいと思います。こういうことを発言することは、いまの時代からいうと非常に勇気の要ることだと思いますけれども、そこにいる職員のことを幹部の皆さんは考えて、本場にそういう声を吸収してやっつけはいいということをお願いしたいと思ひます。いづれきちつと数字は大に申し上げて大臣に答弁を求めますけれども、まず事務当局の最高責任者のところでお答えをいただきたい。

○伊藤田政府委員 お答えいたします。

数字その他先生の言われました件につきまして、まさに現在の調査等の実情はそのとおりになつておりまして、われわれといたしましては税法を適正に執行いたしまして、税の公平の実現を図るといふのはわれわれに与えられた任務だと思ひております。その場合において、税務調査といふものはわが国における申告納税制度を實際に担保するところのきわめて重要な問題だと思ひておりますが、ただいまの実情はいま言われましたとおり、五十三年度におきまして実調率が署の法人につきましては九・三％、もちろん重点的な調査をやつておりますので局の法人については二四・六％、平均いたしまして先生のおっしゃいました九・五％でございます。また、申告所得税の方につきましては、現在四・二％という数字を持っております。これはわれわれといたしましては調査率としてはぎりぎりの線だと考えておりまして、これをどのようにならしていかうかということが非常に重要かと考えております。ただ内部事務につきましては、署の合理化を図つておりますが、ぎりぎりいっばいのところまで内部事務をカットいたしまして、調査にできるだけの時間を割くような努力をしておるわけでありまして、しかし、現在のような状況でございますので、この点につきましては、人員の増加につきまして、ただいまのような財政状況のもとにあることは十分

承知しておりますが、各般の御理解を今後できるだけいただくように努めてまいりたい、このように思つております。

それからの、水準差率の問題につきましては、かつて相当高い時期がありましたが、一時四十七年ごろには一〇％を切つております。しかし、最近におきましては、各年いろいろこの点につきましては関係方面にお願いをいたしまして努力を重ねております関係で、昭和五十二年一〇・三四、五十四年には一〇・三六と、わずかながらでも上昇の方向に進ませていただいておりますので、つけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○山田(考)委員 確かにいまお話にあつたように、個人の事業所得などに至つては四％というところですね。これでは本場に——たまたま行つたところは正しい納税ができるけれども、そうでないところは漏れていく。どうせ十年に一遍か二十年に一遍じゃないかというふうなところになつては困るわけですね。だから、私はなかなかむづかしいと思うけれども、他の省庁で事務の繁閑に応じて過剰人員が出たときには、いろいろ問題はありますが、やはり国税局あたりでも一度ひとつ勉強していただく、生首を切るわけにはいかないのですから、やるべきであるというふうに思ひます。これは大臣が幾らそうせいと思ひますけれども、なかつたか、少し点もあつたところからこういふ税務当局の余裕がないところからこういふふうになつていくわけですから、職員配置について十分ひとつ考えてもらえないかということ、昭和五十年以来必ずこの所得税法なり税法の關係が議会上で上がるときには附帯決議がついていくわけですから、附帯決議に対する当局の考え方もあるし、真剣に取り組んでほしいという気持ちがあるわけですが、とりわけこの問題については真剣に、やはり現場の職員の皆さん方の立場に立つて考えてやっつけいただきたいということについてもう一言御答弁をいただきたいと思ひます。

す。

○高橋(元)政府委員 非常にありがたい御質問でございます。

いまもお話にございましたように、私も直接税制を担当しておりますけれども、それは正しい執行ということが可能な体制がなければ絵にかいたもちになつてしまふわけでございます。いまのような情勢でございますから、公務員の人數の抑制といふことは当然でございますけれども、その中で大蔵省の定員の中よりくりによつてできるだけ国税職員の充実に充てようというところはかねてからやつてまいつたわけでございます。たとえて申しますと、財務局、これは十でございますけれども、その定員は四十年代に一千人減りました。約七分の一減つたと思ひます。減つたものは若干が税関に行きまして、国税職員の定員増という形になりました。しかしながら、国税職員につきましては定員削減措置がなされておりましたから、純増といつても、多い年で百人を超え、少ない年で、ことしなどは純減になつてしまつた。そういう形で、定員の再配置による国税職員の充実に充てようと思ひます。従来それなりに十分努力してきつたつもりでございますけれども、いまもお示しをいたしましたので、さらに大臣にも話し、それから行政管理局ともよく相談をいたしまして定員配置の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山田(考)委員 財政再建は大蔵省みずからだといふので同じような減少率をかけていくのはやむを得ないといふことだと思ひますけれども、私は、やはり財政再建といふのは、正しい税を徴収する、公平な税を徴収するところから始まることによつて税の制度に対する、また運用に対する国民の信頼を勝ち得るところから始まらなければならぬと思ひます。そういう意味では、私は大蔵委員であるからこう言つてゐるのではなくて、国民の一人としてやはり正しい税というものが徴収されることを望むとともに、現場の職員が激励をされ、また鼓舞されるという中で、権力をかさに着

てむちやくちやなことをやられたらこれは困りますけれども、もしそういうことがあれば私は当委員会でも徹底的に申しますけれども、正しい税を納めるために現場の職員が苦勞しているということだけは、国税当局も大蔵当局もそうほかに遠慮することなくきちつとやつてもらいたいというところを私としては申し上げて、次の質問に移ります。

負の所得税について申し上げたいと思ひますが、これは大臣に伺つて、次に、利子については昭和五十九年の一月一日以降マル優以外については二〇％の源泉課税一本にする、三五％の分をなくして二〇％一本にするといふことがこの間答弁されましたが、配当については現在二〇％あるいは三五の源泉課税でありまして、これについては一体どうなるのかといふことととも、一銘柄十万円を超えない程度のいわゆる少額配当が現在申告は不要だ、こういうことになつてくるのでありますが、総合課税なら一体これはどうするかといふことについては御説明が全然ないのではありませんか。これは一体どういふことになるのか、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 今回所得税法の改正案をもちまして御審議をいただいております総合課税移行の問題でございますが、これはもう利子所得だけなくて配当所得も対象にいたしております。所要の実情把握なり実施体制についての検討なりを進めた上で、五十九年一月一日から配当所得につきましても源泉分離課税制度を廃止しまして総合課税に持つていきたいと思ひます。もう一つの申告不要制度でございますが、これは昭和四十年の税制改正で設けられたわけでございます。四十九年には確定申告不要の限度額が、五万円から十万円に引き上げられたわけでございます。五十九年以降、利子配当に対する源泉分離課税制度が廃止されて総合課税になる、いま申し上げたとおりでございますけれども、その場合の少額配当、申告不要配当の扱いにつきましては、利子における支払い調書制度との権衡も考へ

ながら今後検討をいたしまして答えを出して、五十九年度にどうするかということで御審議をいたしたいと思ひます。

○山田(芳)委員 少額配当の申告不要制度についてはまだ決まっていなくていいことですね。

○高橋(元)政府委員 繰り返しの問題もございませう。そういうことで、利子の支払い調査制度、この足切りをどうするかという問題もございませう。その辺と絡め合わせて申告不要の配当所得の取り扱いについて今後答えを出してまいりたいということでございます。

○山田(芳)委員 確かに大変な事務を要することだといふふうに思ひます。こういうふうな、利子配当を総合課税するということは大変なコストを伴うけれども、公平のためにこれを踏み切られたといふことは私も高く評価をしております。ですから、今度の税法改正については、私も十分だと思ひけれども評価する点は十分評価しなければいかぬと思ひます。そういう意味で、この少額配当申告不要制度というのは徴税費との見合いの中で考えられたことであらう——はつきりしたことはまだ検討をされておられないわけでありませうが、それは徴税費との関係だといふふうに思ひます。そういう意味では、大変手続が複雑になるけれども、本当に総合課税の実を上げるのならば、そうしないと、私は後でも触れるのですけれども、一銘柄十万円以下の株をたくさん持つというところによるまた脱税——脱税というと言葉は適当ではありませんが、合法的な抜け道を提供することになるというふうに思ひますので、この点はひとつお考えを願ひたいといふふうに思ひております。

その次に移ります。

どうでしょう、主税局長さん、これは私も、自分でもいろいろ頭で考え、人の意見を聞いています。ですが、よくわからないのですが、今度はいわゆるキャピタルゲインということで、これに総合課税をしていく、利子配当については総合課税化

をしていきますから、いまの、少額配当の申告が要らないというふうなもの等は抜けますかどうかはわかりませんが、そういうものはさておいて、こういうふうな配当のキャピタルゲインには非常に税金が累進的にかかってくるということになると、金を持つている人は、もう貯金やあるいは株を買ふということではなしに、不動産の方へ資金が流れるという傾向になるのではないかと。なぜならば、わが国における税制をずっと見てみると、いわゆる資産課税というものが欠落をしているといふのが一つの特徴なんですね。資産課税は臨時的な相続税と贈与税以外にない。地方に固定資産税がありませうという方もあるけれども、評価がきちっと行われていないという点、あるいは地方税であるという点、いろいろな点からいって本来的な外国にあるところの資産課税ではない。それが欠落をしているというものが国の税制から言ふと、どうも利子や株の配当に強い総合課税、これは結構なことだといふことをいま申し上げましたが、それがきつて課税をされていくと、欠落をしている資産課税、特に最近土地の値段が上がりまますから、含み資産がふえている、それに対する課税が必ずしも——いま言いましたように、あるのは臨時的な死んだときの相続税と人に不動産を贈ったときの贈与税以外にないといふことになれば、金の流れがそっちの方に向いていくんじゃないだろうかという感じがするのですが、そこらあたりどういうふうにお考えになりますか。皆さんに聞いているのが、的確な御回答がないのですね。これはどういうふうにかえればいいのか、それをちょっと考えておられることがあったらひとつ考え方を教えていただくと。そうすると、税の面では、不動産へ不動産へと出ていく、そこは税が非常に欠落をしておる、そういう金の流れになるんじゃないだろうか。私はそんなに金を持っていませんが、持っているならそうするかなというふうな気になるのですが、どうでしょうね。それは資産課税との関連でちょっと聞いておこうという

ことです。

○高橋(元)政府委員 よく資産三分ということをお申しまして、その中で土地といふのは必ず出てまいります。現代のように地価水準が高くて、残念なことにまた地価が上がる傾向にあるといふときに、土地が投機の対象になるというところは、土地が公的な性格を非常に強く持っているといふことを考えても非常に残念だと思ひます。ただ、ことしの御提案申し上げております土地税制の改正の中では、短期譲渡所得、これの重課制度というものは全くいじつておりませうし、変えておりませうし、むしろ適用期限が五十五年末ということになつておりましたのを無期限ということにしたわけでございます。したがって、現在土地に金が流れ込みまして、それを高く売つて差益を得ましても、総合された場合の一〇%または最低四〇%という所得課税が追つかけていくわけでございますから、そういう意味で言ひますと、キャピタルゲインを土地について実現をして課税をされてしまひますと、その税負担というのは非常に重く、恐らくキャピタルゲインを課税されまます財産の中で一番重いということになると思ひます。

よく税制改正の都度御質問をいたしておりますが、昭和四十四年一月一日以後取得した土地につきましては、これから先、当分の間ずっといまのような課税制度が存続されるわけでございますから、そういう意味で、土地に投機資金が入つてまいるといふことについては税制の面ではかなり厳しく手当てができていふふうに私も思ひておりますが、なお、こういう点はどうかといふことでもございましたら、よく検討いたしてみたいと思ひます。

それと、もう一つは、経常財産税である富裕税を設けるべきかどうかという問題があると思ひます。この点につきましては、かねてから、中期審査以来税制調査会でも検討願つておるわけでございますが、たびたび申し上げておりました重複になりまして恐縮でございますけれども、大きな問

題が三つくらいあると思ひます。

資産の把握ができない、ことに不動産の把握がむずかしい。この点はグリーンカード制度が施行されますと、少なくともフローとしての元本とフローを生み出す元本といふものにつきまして、従来よりは本人確認とか名寄せという面で便宜が出てまいりと思ひますけれども、いま問題になっております金、銀、骨とう品というふうなものはどこまで把握ができるのか。

それからもう一つは、評価の問題でございます。比較的資産家と言われる方の相続税の課税財産の中身を見ておると、同族会社の非上場の株式というものが非常に多いわけでございます。これにつきましては、評価をどうするかという大きな問題がございまして、ことに亡くなられたときに一過だけの相続税の評価といふことではございませうで、毎年毎年、会社の正味資産をどういふふうにか、比率価額方式なり、個人財産と同じように純資産価額方式なりいろいろやりまして出していくかといふ大変むずかしい問題があるかと思ひます。

もう一つは、経常財産税を仮にかけていくいたしましたすと、現在の所得税の最高税率が七五%になつております。住民税を加へますと、限界最高税率は九三%でございます。そこにさらに経常財産税を入れていくとしますと、まあ一〇〇%を超えらる課税といふものがあり得ないといふ前提になりますと、賦課制限をつけなければならぬ。そうしますと、経常財産税をもつて課し得る高所得といふものは比較的低いところまで打ちだめになつてしまひまして、やはりフローにかかると所得税といふものがどこか優越してくるという問題がございします。税制全体でございませうから、高所得者家に対する累進課税をさらにその率を上げよというお示しだと思ひますけれども、税制の問題としてとらえますと、いまの、どこの国でもやっておりますが、賦課制限の中で経常財産税をどう位置づけるかという問題は工夫を要するところだと思ひております。

○山田(芳)委員 資産課税の問題はもう一遍また日を改めてゆくり私も議論をしてみたいと思います。

いま私が申し上げているのは、利子と配当が総合課税化しますと、金の流れがどこかへ動いてくるんじゃないかという気持ちがあるのです。いま不動産にいかないかという質問をしたわけですが、不動産については、昭和四十四年以前のもものは別として、それ以外は処分をしたときの臨時的なものであっても重課税であるから担保ができるのだというお考えですね、大まかに言いますと、それならどうでしょう。いま税のかかつていないキャピタルゲインの最たるものは株の売買によるキャピタルゲインですね。これは二十万株ということ、この間の法律改正で若干強化をされたというふうには言われていますけれども、税務当局におきましては、一体個人が年間のどのくらい株を売買しているかというデータがあるかとお伺いしても、的確な資料がございませんね。だから、私は、今度はそっちの方へ流れて、株の売買による売買益に対しては課税はされていない、何億もつけようという十億もつけようという、それはないという形になりはせぬか。それはちゃんと押えられるのだという根拠があるのかどうか。それからキャピタルゲインの株の売買による益が非課税になっているというところは、キャピタルロスも把握しなればいかぬのだ、こういうこともあるだろうけれども、まあシャウプ勧告ではこれはきちっとやれとかつて勧告されたこともありすが、こちらあたりはどうでしょう。

○高橋(元)政府委員 執行面につきましては国税庁からお答えを申し上げますが、有価証券取引で所得の実態の把握が果たしてできるのかという点につきましては、大変むずかしい問題は確かにございます。株の売買の都度、名義書きかえが行われると限っております。それからまた、売った株の取得原価が幾らだったかということになりまして、これは申告をしていただいてそれを調べてみないといわれないという問題がございます。それ

れから、株を売ってもうけても、同じ年に株を売って損しておるということがございます。よく有価証券譲渡益課税を完全にやるべきでないかというお尋ねをいただくわけですが、そのときには、恐らくいまのような制度のもとで全面的にキャピタルゲイン課税をいたしたとすると、譲渡損ばかりの申告になってしまふので、そこは課税の公平上かえって障害が起るというふうには予想されたいという、段階的に課税の強化を図ってまいりたいというお答えをいたしておりますのも、この点でございます。

それから取引件数が非常に大きいというような問題もございすが、本年度の税制改正で一銘柄年間二十万株以上株式を売り買った場合を無条件課税という改正をさせていただいております。その申告が三月十五日に出てまいったわけでございますから、そういう課税の状況等をよく見まして、さらに執行面を含めまして検討してまいりたいというのが私どもの考えでございます。

執行の状況はどうであるか、国税庁からお答えさせます。

○伊藤田政府委員 御承知のとおり有価証券の譲渡所得、特に株につきましては五十回、二十万株という改正にはなっておりますけれども、改正前のたゞいままでの状況におきましては、そういう問題がございましたものから、われわれの方といたしましては特別に現在までのところそれについての統計をとっておりませんで、現在の統計は譲渡所得全体あるいは雑所得は幾らかという所得税法上の所得種類のデータを持つていかにすぎません。

ただ、われわれ、現実統計の問題としてでなく個別の問題として税務署あるいは国税局で感觸を聞いておりますところでは、株式の譲渡所得についての課税実績が従来の税制においては多かったと決して申し上げられない、こういうことだと考えております。

○山田(芳)委員 アメリカではキャピタルゲインの三分の二は有価証券譲渡所得であるというふう

に言われております。だから、アメリカも相当いろいろやってキャピタルゲインの三分の二が有価証券譲渡所得だと言われているのですが、私もアメリカが税の把握が非常に厳しいというところはいろいろな点で聞いておりますが、この有価証券譲渡所得が日本ではなかなか取り上げられないというところのお話がありましたが、アメリカではきつうとらえられていられると思うのです。だから、シャウプが来たときも、シャウプはこれに対して課税をせよということをお勧めしておるんだらうと思うのですが、そこらあたりの資料はございしますか。これは、私は追及というよりお互いに勉強するという意味で国税当局なり主税局当局にアメリカの有価証券譲渡の実態の資料があればお示しを願いたいと思うのですが、どうですか。

○高橋(元)政府委員 申告納税制度でございますから、その基礎は良心税ということになると思ひます。アメリカにつきましては、私もその都度調べてはおりますけれども、いまお尋ねになりましたようなキャピタルゲイン課税の実態をどう把握しておるかという執行面の状況は現在のところわかりません。今後とも、執行に関する日米の打ち合わせがあるわけでございますから、そういう機会を通じて説明を図ってまいりたいというふうには考えます。

○山田(芳)委員 大蔵省の外向の外交官としての身分を持った方が恐らくワシントンなり何なりに駐在されているでしょうから、ひとつ勉強していただくように、また資料もわれわれにいただきたい、こういうふうに思います。

次にいきます。

関連して、有価証券取引税、いま言ったような株の売買が非課税ということになっているなら、有価証券取引税の一万分の十八というのは安過ぎる。私も株の売買は全然やったことがないわけではございませんが、はつきり申し上げて、ああこれは安いなと思ひますよ。大分もうけたけれどもこれだけでいいのかな。私は、自分でもささやかなものですよ、われわれはそんな金持ちじゃありませんから。選挙のときに株でも売って選挙資金にしようか、こういうときに売ってみると、この有価証券取引税は安いな、貧乏人の私がそう思うのですから、だれでもそう思うと思うのですよ。だから、これはやはり上げなさい、こう言うのだけれども、それはできませんというふうなお話、これはちょっといただけないのですが、どうですか、主税局長さん。

○高橋(元)政府委員 一万分の十八という仰せでございますが、これは証券会社が売った場合でございますが、個人が売り買った場合には第二種でございますから、株式等の場合には一万分の四十五という税率になっております。

それで、安いのではないかというお尋ねはたびたびいただいております。これは外国のことばかり申すようで恐縮でございますが、アメリカの場合には大体一万分の八・七三、それからイギリスの場合には高うございまして一万分の二百、つまり二%というところのようでございます。ドイツが一万分の二十五、フランスが一万分の三十または一万分の五十ということ、OECDあたりは大体〇・五%ぐらいというものがトップブレートじゃないかという考え方を一時言っておったことがございます。現状が一万分の四十五でございまして、これは五十三年度改正でいまの率になりました。古く二十八年度に設定されたときに一万分の十五でございしたものを四十八年度に一万分の三十にし、いま四十五になっております。

今後どうやってまいるかということでございますけれども、ただいまの考え方を申し上げますと、五十三年度に改正したばかりでございますので、また利益の有無にかかわらず課税するというこの税の性格でございますので、流通税としての負担には、いま申し上げましたような外国の税率との並びから考えていただかざるを得ない、おのずから限界があるのではないかと、五十五年度の改正には入れなかつたわけでございます。

○山田(芳)委員 いまアメリカは安いと言われたけれども、アメリカは先ほど申し上げましたよう

なことで、だから、私、有価証券の譲渡所得というものの課税とのかかり合ひで申し上げて、わが国は有価証券譲渡の所得にかかつていないという形であるから、せめてそれを押さえるのは売買のときにある程度押さえていく。

個人間の売買は四十五だとおっしゃいましたが、普通は証券会社の店頭で売買するのがほとんどです。何なら個人売買と証券会社との間における売買との比率を調べていただきたいと思いますが、私は有価証券は証券会社が売買をするのが圧倒的に多いのではないかと思います。そういう意味で、私はさつきからずっと言うているのは、少し増税をして財政再建に寄与したらどうですかと言っているのですから、大蔵当局もなるべくできるものは収入の確保を図る方向で検討するということにしないと、あれもだめです。これもだめです、外国に比べて高いですとか並びですというふうではなくて、一般消費税はそう簡単には導入できないのだから、やはりできるところから取り上げていただろうですかという提言を野党から申し上げているのですから、ひとつ真剣に聞いてもらいたいと思います。有価証券取引税ぐらいいは倍ぐらいいお上げになったら千数百億の財源が出ることはわれわれの計算でも明らかでありますから、有価証券譲渡所得をかけているかかけていないのかのかかりの中でそこをもう一遍お答えをいただきたい。

○高橋(元)政府委員 お尋ねの中で通常は万分の十八じやないかということでしたが、証券会社を譲渡者とする売買、つまり証券会社が売ってまいります場合、証券会社が払う税金は万分の十八でございますけれども、個人が証券会社に売るときには万分の四十五でございます。その点は制度の問題でございますが、有価証券のキャピタルゲインの課税というものを段階的に強化していくということが本命であろうと思います。

私どもはそういう方向で五十四年度改正について御審議をいただき、ただいまの制度をつくっていただいたわけですが、そちらとまた流

通課税としての有価証券取引税というものを代替的に考えるというわけにはいかないのだらうと思うのでございます。よく二十八年に株式のキャピタルゲインの課税の制度を所得税法から落としまして有価証券取引税をつくったから相互に牽連関係があるのではないかと、有価証券の譲渡所得課税の代替として有価証券取引税をつくったのではないかと御指摘をいただきますけれども、私どもはそう思っておりません。流通税には流通税としての役割がございます。それから、所得課税には所得課税としての役割がございます。そのところを先ほどから申し上げているわけですが、税制全体を通じて歳入の強化を図ってまいらなければならぬ情勢でございますから、どういうふうな図ってまいるかということになりますと、すべての税制について常時見直しはもちろんです。直ちに五十六年度改正などで有価証券取引税の税率の引き上げを直ちにいくらんとおっしゃいますと申し上げる段階にはないことを理解いただきたいと思います。

○山田(考)委員 時間がだんだん迫ってきたのですが、あとまだ相当残っておりますが、法人税関係については今月税制調査会を開かれてもう一遍全面的に洗い直されるということでありまして、まことに結構なことだと私は思っております。

これは古い議論であるかもしれませんが、法人實在説、擬制説いろいろあります。それとの混合方式というのがあって、いわゆるインビュテーション方式ということどこかでこの調整をするという方針もあろう、そういう議論は別として、とにかく拒税力のあるところから取っていくということが必要なのではないか、この部分について若干議論をしたいと思いましたが、時間がございせんので、二、三点だけ伺ってやめます。

法人税と所得税との関係、西ドイツでは法人段階では留保分五六％、配当分三六％、わが国においては留保分四〇％、配当分三〇％です、それ

して、個人株主段階では総合課税をしている、こういう点があるわけですね。これはひとつぜひ参考にしてほしいなと思っておりますが、その考えがどうかというのが第一点。

これは大臣にも伺おうと思っておりますが、地方税の法人事業税、これは外形課税だと言われているのですが、課税標準が法人所得だという二律背反のことをやっているわけですが、これは私も地方行政委員会でも何回も外形課税に徹底しなさいと言っているけれども、徹底をしないという、これは大蔵省との関係がございまして、こういうことなんで、ぜひひとつこの問題を私は一遍ゆくり議論してみたいと思つたのは、外形標準と言われながらも、電力会社、ガス会社、損保会社、生命保険の会社は外形標準で、売上高である、こういう矛盾した税であり、しかも法人事業税は翌年の法人税の損金として算入されているのです。これは所得課税じゃないからだと、こう言うのです。これは理論がむちゃくちゃなんです。これを整理しなければおかしいのじゃないか。私は二十一日の地方行政委員会においてもこの質問をしようと思つておりましたが、まず大蔵当局が、いわゆる法人の負担率はわが国が安いと私も思いますが、経団連あたりでは、後で塚田議員からもお話を申し上げると思うが、国際水準に達していると言いますが、こころあたり少しまやかしかがある、私はそういうふうには考えています。これはもう少し税というものは国民にわかりやすく、納得でき、公平でなければいけないのですが、こんな複雑な税制度を持つておつたのでは、われわれ相当勉強している人間でもよくわからない、こういうことだろうと思つておりましたが、時間もありませんので、あとは明日の夜、少し突っ込んでやります。

○高橋(元)政府委員 三月十日に税制調査会の中に企業課税小委員会というものをつくっていただきまして、そこで法人税のいわゆる基本的仕組みの問題というものを掘り下げて検討いただくとい

うことになっております。その際、これは税制調査会でお進めいただくことでございますから、余り私が勝手なことを申し上げるわけにいきませんけれども、国際的な視野というものも取り入れて、また、たしか四十六年度の長期答申で言っておりますように、個人の資産選択なり、会社の必要資金調達の方法なり、株主等に与える影響というものを国際的な並び、また国内の経済に対するインパクト、両方から見て掘り下げて検討していただくということにならうと思つてます。当然、先ほどお示しのごさいます西独のインビュテーション方式、これは配当課税と併用されておるわけでございますが、それにつきましてもの評価なり、ECで広く行われておりますインビュテーションの方向というものについての検討なりということも税制調査会にまた私どもの口からお伝えをして検討を願うということにしたいと思つてます。

それから、事業税の性格につきましましては、三十九年と四十一年に税制調査会で行つた議論をしていただいたわけですが、いわゆる公益課税である。「事業が収益活動を行なうに当たつては、地方団体の各種の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきである」とする考え方によるものであるが、課税に当たつて事業そのものを課税客体としているのは、事業が収益活動を行なつていゝ事実に着目してその拒税力を見出そうとするものであるからである。これが税制調査会での御検討の結果による事業税の性格についての御見解であります。

これを所得課税であるから利益処分ということできさらに重複して法人税をかけるという御提案もございまして。これは地方税でございますから、本来なら自治省からお答えをすることでございますけれども、税制調査会での答申をいま御披露申し上げましたけれども、応益税の一種というものを考えますと、やはり損金算入という現行の制度にはそれなりの理由があると考えます。

○山田(芳)委員 一言だけ。

この点、ちょっと納得できないんです。外形課税だと言いつつ、翌年度の税で損金を落とすという仕組み、仕組み自身が少しどうなんだろうかね。大蔵省の参考資料で各国の法人の負担を見ると、一〇・幾つかになっておりまして、二・一〇が二〇・幾つになっているというの、そういう外形課税の分も調整してそう言われているのかよくわからないのですが、こゝは私は地方行政委員会です。いふ何過も質問をしたら、なかなか大蔵省との間で云々、というの税調を含めての意味だろうと思えますけれども、どうもはつきりしない。しかし、法人税をもう一遍根本的に見直すのですから、そういう負担の問題を含めて、いまの法人事業税はまずどこにもない、諸外国にない税として、そういう意味ではひとつ根本的に見直すということだけはやってもらいたい。そうせぬと、何だかわれわれも地方団体にさへ説明できない、こういう感じがしています。これは主税局長さん、いま税調調査会の答申をお読みになったので、主税局長としての意見はさっぱり——一緒でございまして、言うのかもしれないけれども、主税局長として、法人事業税、外形標準でありながら課税標準が法人所得であり、しかも翌年それを損金として落とす、物税なのか人的税、いわゆる所得課税なのかよくわからぬというもしましやとした、しかも一方で電気、ガスその他は外形標準課税をしている、こういうのはちょっと論理が混濁していると思ひますので、この点は十分検討していただくことを強くお願いをして、一言だけ答えていただいて終わりにいたします。

○高橋(元)政府委員 法人の総合税負担が四九・四七％であるというところで各国との負担水準の比較をいたします。その際には法人事業税というものが入っているわけでございます。それを損金算入として見ております。これを完全に利益処分の所得課税ということに構成いたしますならば、これは恐らく法人住民税というものになってしまふ

のだらうと思ひます。これは自治省の税金でございますから、いま私がここで明確にお答えするわけにはまいりませんけれども、今度企業課税について総合的に御検討いただきまします際には、恐らくはその検討の対象になるというふうに私は思っております。

○山田(芳)委員 きょうはこれで終わります。

○増岡委員 塚田庄平君。

○塚田委員 きょうは久しぶりで質問するのですが、大臣がおりませんので、りっぱな政務次官がおりますから、かわってひとつ御答弁をお願いしたいと思ひます。基本的なグローバルなことは、大臣は明日出ますから、また質問したいと思ひます。

政務次官に質問いたします。

税調の答申、これは税制の改正があるたびに大体十一月、十二月、ときによつては一月というところで毎年出てくるわけですね。その間、また中期答申というところで基本的な税制の問題についての答申がある。この税調の答申、意見について、大蔵省、政府はこれを尊重するの、あるいは意見として聞くのか、あるいはまた無視するの、このいづれか、率直にひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小泉(純)政府委員 もちろん、税調の意見を聞いてそれを尊重したいという精神でやっておりますのでございします。

○塚田委員 それでは、それはまた後で具体的な答申の内容に触れてひとつ質問していきたくと思ひます。

ついでこの間だと思ひますが、三月の当初に総理府から世論調査といふ結果が発表になりました。これは今回だけじゃなくて何回もやっております。これは不満と言ひますが、私は恐らくこの調査で、行政に対する不満と言ひますが、最近特に物価について非常に関心が深い、特にこの世論調査の結果の出た段階は十二月ですから、野菜あるいはまた灯油等についての不満が非常に多いんじゃないか、総

じて物価に対する不満、実はこう思つてこの調査の結果を見ましたら、意外というか、そうではないくて第一位は税金に対する不満であるいは苦情が最高位を占めたわけですね。この前の調査は大体二九％であったが、今度は三四％と、物価をはるかに超えております。税金についての役所のやることとが非常に不愉快だ、こういふものも含めると、これは八％ですから、合わせて四二％が大体税金——特にこれは今度は税金ということになつておりますが、従来は納税、減税、こういふ二項目で調査をしていくわけですが、こういふ現実について一体どう受け取つておられますか、これは次官がよいでしょう、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小泉(純)政府委員 確かに、税金についての苦情が多いということでありまして、大蔵省、国税庁としても、そういう苦情に対してできるだけ親切にまたわかりやすく処置できるように体制をとつてまいりましたけれども、今後ともなるべく努力をしていきたいというふうに考えております。

○高橋(元)政府委員 いまお話をいたしましたことは私も非常に真剣に受けとめなければならぬ問題だと思ひます。税制、それから税の執行につきましても、常時苦情の把握ということはもちろん制度的にもやっておりますが、しかしながら、全部が解決できるということでは恐らくないのだからと思ひますし、それは税だけ切り離して個人の所得から取り去られる部分というふうには消極的に御理解いただくのか、財政再建について国民全体の御認識というものが非常に高まってきたおる、その中で国民の受益と申しますか、言葉が非常に借越かもしれないけれども、たとえば義務教育につきましても、一人年間四十万くらいのお金がかかるわけでございます。そういうものを支えていく負担ということ、受益と負担と絡み合せて御認識いただくということもぜひ必要であらうと思ひます。

うというふうに思ひます。そういうふうな税についての積極的な御理解をいただくように今後とも十分努めるつもりでございますが、なお、個別の国民の皆さん方が持つておられる不満につきましては、執行の面を通じてこの上とも十分対処してまいりたいというふうに考えます。

○塚田委員 次官も局長も大体十分税の必要を説明して国民の理解を求めたいということなんです。私は、この不満の大きな根拠はやはり不公平な税制といふこと、つまり直観的にそれのところにいかかってくる税金は非常に高い、こういうことに対する不満もさることながら、税金ですから恐らく相手と比較する。特に大企業等の税制を、不公平税制に比べてみるほど、次官、恐らくこの不公平税制についての不満がもっと出てくるんじゃないか。要するに、この不満というのは、税金の仕組みについての不満、これが非常に多いと私は考えておるのですが、この点はどうでしょうかね。

○高橋(元)政府委員 税の根幹は公平である、私もそれは認識しております。毎年毎年税制改正につきましても、先ほどお話しした税調調査会の中期の答申、これは税制調査会の任期が三年でございまして、大体任期が満つる年度出しているわけでありまして、税制全体の持つております問題をどういう方向で解決すべきかというところについてのお示しでありまして、それはやはり公平ということを根幹に置いた御指摘であります。それをその年度年度の税制、財政の置かれております状況に照らして具体化してまいりますのが毎年の年度答申でございします。そういう意味で、公平の確保、一層の充実ということにつきましても、制度改正の都度、私も念頭を去つたことがない問題でございします。今後とも取り組んでまいりたいと思ひますが、なかなか法人税につきましても、これはもつと課税する余地があるのではないかと御指摘がございします。これはよく負担水準の問題として国際比較で私も申し上げておりますが、日本の企業の総

合的な課税の水準は四九・四七%でございますが、先進諸国に比べればまだ若干負担の余地があると認められる、したがって、適当な機会をとらえて負担の増加を求めることについて検討を進めるべきだという御指摘で、私もそのとおり考えておりまして、今後ともそれを検討の課題として取り上げてまいりたい。

ただ、問題は、その法人税の基本的仕組み、これについての御理解がなかなかむずかしくて得られないということだと思います。会社が利益を上げて配当をする。配当については個人所得でございますから、これは今回御提案いたしております総合課税についての方策が進んでまいりますとさらに課税が充実していくと思いますが、その法人が利潤を上げた段階で、個人でございまして、法人税というのがかかっています。これを現在の考え方は、多年にわたりまして検討した結果、支払い段階で調整をするという考え方をとっておりまして、しかも、それに配当課税という税制を絡ませておりますので、支払い段階でかかった法人税を個人の受け取り段階で配当控除という形で調整をします。これが非常にわかりにくいという御指摘がございまして、先ほどもお答えをいたしております。今度の企業課税小委員会でもその辺の問題を取り上げ願って、どうしたら、わかりよい、しかも公平の段階でより国民の御理解を得られるような制度、仕組みがあり得るか、それについて精力的にお取り組みをいただきたいというふうに思っております。

○塚田委員 私はまだ法人税について質問をしたつもりはないのですけれども、別な方へ質問を持っていこうと思ったのです。これは後にしましう。

もう法人税に入りましたから、この際、時間もありませんから法人税に移っていきいたいと思っております。

経団連が五十四年十二月三日に「わが国経済の当面する課題と税制改正に関する意見」というものを出しております。この中で、日本の法人の実効

税率は、非常に極端な言葉を使っているのです。世界一だ、そして五一・一一%、こういう数字を出して法人税は引き上げるべきじゃないと強力に主張をいたしておりますが、経団連のこの「意見」について、若干の答弁がいまあったようございまして、一体この数字についてのようにお考えか、ちょっと。

○高橋(元)政府委員 外国におきましても、地方税が法人の所得にかかっているわけでありまして、地方の税率は各国それぞれの地方制度に應じてましてまちまちでございます。したがって、国際比較を行いますためには、標準的な地方税というものをとっておるわけでございます。私も四九・四七%が日本の法人の実効税率であるというふうに申し上げておりますのは、地方税法に言う超過課税がない場合、標準税率のもとであります。それに対して、アメリカの実効税率が五〇・八六であるとして申し上げておりますのは、州法人税が九%であるカリフォルニアをとっておるわけでございます。したがって、アメリカに比べて日本のは五一・一一であるから高いのではないかと御指摘については、たとえばアメリカの場合でもニューヨーク州等をとりましますと五一・四という答えが出てまいりますし、ミネソタなどというところをとりましますと、五二・四八という数字も出てくるわけでありまして、日本でも東京、大阪、神奈川、兵庫、愛知でございますが、五都府県につきましますと、住民税、事業税とも超過課税をやっておりますので、したがって五一・一二であることは事実でございますけれども、すべて国際比較の場合には、そういう標準的なところと比べるということが正しいのではないかと、このことを私どもとしては考えて、そういうことを経団連の事務局とも話し合っております。

○塚田委員 いまの答弁からいいますと、経団連の言う五一・一一というのは間違いである。地方税の地方付加税を含めまして五一・一一なのだけれども、アメリカにおいても、いまニューヨーク州の例を出しましたが、地方税を入れますとさ

らに実効税率は高くなっていく。こういう点からいって経団連の認識はまさに間違いである、こう断定して差し支えないですね。

○高橋(元)政府委員 数字そのものが間違っているというのではないわけで、五一・一一というのは二でございまして、そういう意味では計算違いが若干あるわけでございますけれども、ただ国際的に法人の実効税率を比べてまいります場合には、標準的な地方税の税率を用いて計算をして、それによって比較すべきだというのが私どもの変わらない考え方でございます。

○塚田委員 数字そのものについて間違っているかどうかということではなくて、これで世界一の実効税率である、こう言っておるのは間違いではない、こう言っておるのです。

○高橋(元)政府委員 そのとおりでございます。

○塚田委員 それでは、経団連のこういった主張に、これは間違いですから、とられずに中期答申の線に従って法人税の引き上げを検討中だ。局長、ちなみに法人税を二%上げた場合にどのくらいの増収が試算としてはかれますか。

○高橋(元)政府委員 配当課税、中小法人の軽減税率等ありますから一概に申し上げられませんが、フラットに二%上げますと約四千五百億というふうにお考えいただいて結構であります。

○塚田委員 三%上げるとどのくらいですか。

○高橋(元)政府委員 六千五百億から七千億の間くらいになります。

○塚田委員 いまの数字で示されたとおり、法人税を二%、三%上げても莫大な収入といえますか、いまの日本の経済あるいは財政事情からいいますと、こういった数字というのはゆるがせにできないような大きな数字だと思います。まして中期答申の中では、法人税率については各国に比べて決して高くないから、早急に見直すという答申が出ておりますので、そういう関係からいって法人税の引き上げは必至だ、恐らく当局もそう考えておると思いますが、先ほどの山田君の答弁の中で、この秋あたりから具体的な答申を得て作

業に入りたい、こういう答弁があったと聞いておりますが、この点再確認してよろしいですか。

○高橋(元)政府委員 御案内の中期答申の中では、適当な機会を得て引き上げを検討すべきだとなっておりまして、引き上げを検討すべき場合は年度答申であります。ことしの税制改正につきまして、法人税の引き上げでなく退職給付引当金の積立限度額の縮減ということで法人の税負担が増加したわけでございますが、五十六年度以降年度答申の際に、財政需要もにらみ合わせて税制をどうするかというのを考えますに当たります。法人税率につきましますの検討は避けて通ることができないというふうに考えております。

○塚田委員 いま言いました退職引当金を今回はやっておる、これはそのとおりですが、これについてはまた別な意見を持っておりますから、あすじき大臣に聞きたいと思っております。

そこで、先ほど聞いたのですが、尊重したい、こういうことなんです。ちょっと古い答申になりますが、しかし、これは有名な答申です。昭和三十九年十二月に、いまわれわれが審議しております租税特別措置の基本的な考え方についての答申がありました。これは私の記憶によりますと、小宮隆太郎が中心になった答申だと思っておりますが、これをほぼ四項に整理したのです。以下主税の関係でもいいし、次官でもいいですから、ひとつ御意見を承りたいと思っております。

まず第一は、租税特別措置は負担公平原則や租税の中立性を阻害し、きわめて大胆に言っているのです。総合累進構造を弱め、納税意識に悪影響を及ぼすなどの短所を持っております、したがってこれは廃止並びに縮減をすべきである。廃止、縮減という結論は前の中期答申と変わりがありませんが、租税特別措置についてこのように断定的な判断をしておるといことは画期的だ、そういう意味で、この答申というのは画期的だ、こう言われておるのですが、今日たまたまこういう情勢の中で第一項目についてどうお考えですか。

○小泉純一郎政府委員　その答申に沿ってできるだけ租税特別措置を見直していく、今年度の税制改正におきましてもできるだけその合理化を図っていくということ、各租税特別措置に対して徹底的な見直しが行われた。ですから、その答申の線ができるだけ現実に合わせていくという気持ちには十分大蔵省は持っているし、そのとおりにいままでもやってきたというふうに私は理解しております。

ただ、それぞれ現実の政策目的がありますから、全廃というわけにはいきまなければならないけれども、できるだけ税負担の公平とか、そういう税金全般のあり方から見て、租税特別措置はなくしていった方がいいということには私は変わりはないと思います。ですから、その答申を無視しているところか尊重していままでもやってきたといっているのではないかと理解しております。

○塚田委員　それではいまの答申の中で、租税特別措置というのは負担公平の原則を根本的に崩してしまふ、あるいは租税の中立性を侵す、あるいは納税道義、これに悪影響を与える、こういう点も認めた上で整理しなければならぬ、あるいは全廃しなければならぬ、こういうふうに私どもは受け取っているのです。これは後でいろいろ個々に議論を展開する意味できわめて重要な前提でございます。

第二の前提は、この租特が認められるのは、まず税制以外の措置で有効な手段がない、ずいぶん検討したけれどもそういう手段は出てこない、この特別措置は他に適当な手段がないためにやむを得ずとった措置である、こういう規定を答申の由でしておるのですが、この点については同感ですか。

○高橋(元)政府委員 負担の公平ということが税の基本でございます。したがって、政策目的のなめに負担の公平を害するということが、いまお示しにもありましたように、租税特別措置の持つております性格でございますから、税制以外の措置で措置が可能ならば、それはそちらの手段による

べきであるという考え方で対処しております。

○塚田委員 次に第三ですが、これは少し具体的な例で聞きたいのですが、第三は既得権化あるいは特権化といいますが、これについて注意を促しております。できるだけ短期に改廃すべきだ、特権化しないようにしなければならぬ。特権化という言葉が果たしていいのかどうかは別にしまして、いわゆる既得権化ということじゃないかと思ふのですが、そういう観点から今度の改正案をひとつ検討していきたい、こう考えております。

今度の改正を見ますと、まず全廃というか、廃止されたものは十項目だと思ひましたね。それかから五〇ないし二〇%の、これは削減といひますか、整理といひますか、されたもの四十六、合わせて五十六、つまり八十二に対して六八・三%、それだけの率が整理あるいは全廃されたということなんでしょうが、この答申では、租税特別措置というのには必要に応じて個々にできた、そしてまた時限立法なんです。ところが、今度の整理の仕方を見ますと、これは租税全体、いままで大体こうい

けれども、一律にやつておる。もつと個々の項目についての具体的な検討というのはやらない。やらないのだらうと思います。これは五〇、そして二〇〇とビッチ切つていきますから。こういうことで果かして本当の意味の政策税制として設けられたのかどうかということが疑問だし、また、もうすでにそういうことをやるということとは既得権化して形骸化してきておる。何らかの圧力の中でそういつ

たものが残らざるを得ないという情勢の中で、結局一律にやらなければならぬだろう、こういつた安易な気持ちに流れておるのではないか、また、そうならざるを得ないような租特の現状ではないか、こう思うのですが、これについての御答弁をひとつ願いたいと思います。

○高橋(元)政府委員　ゼロベースで予算を見直すべきだというふうに、歳出の節減合理化を図ってまいりまする場合に、そういう御指摘を私どもはしばしばいただいております。先ほどのお話

しのように、租税特別措置はいわば税という形をとつての補助金でございますから、補助金が特権化、慢性化するということは、これはあつてはならないことでございます。そういう意味で、すでに創設されてから非常に期間が長くなつておる、あるいはもう設置の目的が薄れてしまつた、それから余り効果が上がつておらない、そういうような項目を取り上げまして、ゼロベースの頭で適用期限にかかわりなく個別項目ごとに八十二項目全部についての洗い直しを行いました。今度の改正案をつくりますに当たりましては、そういう洗い直しを行いました。

そこで、いまお話にございましたように、十項目の廃止をいたしたわけでございますが、存置しておる項目につきましても、これは政策目的が重要であるかどうか、租税の公平な中立性ということを害してあえてつくります政策税制でございますから、そういう政策税制を存置しておく意味があるかどうかということを検討いたしました上で答えを出しておるわけでございますが、存置する必要性があるものにつきまして大幅な縮減を図るという意味でカットをしたわけでございます。

そこで、一律縮減だから、既得権化したものを形だけ手直したのではないかというお話でございますけれども、私どもとしては、いまもお答えしたように、あくまでも個別の見直しを基本としておるといふことを申し上げられるというふうな考えております。

○塚田委員 個別の見直しにはえらい一律にやったという印象が非常に深いわけです。

いま御答弁がありました。ここに皆さん方の先輩になる高木さん、泉さん、それから吉国さんの座談会が、たしか「エコノミスト」だと思いましたが、長い間掲載されました。そして「戦後産業史への証言」という一冊の本になっていま出ております。

そういう中で高木さんいわく「まだ残っていますか、海外市場開拓準備金」、泉さんいわく「あ

れもう要らないね」要するに、税制によって産業政策をやるという場合には非常に効果が大きい、だから、やるべきときはやる。それは必ず時代とともに使命が終わるときが来るんだから、時限立法、これは五年、三年の時限立法になっておりますが、「その精神を貫かなければならぬ」、これは泉さん、大変高邁な議論を吐いておりますが、高木さんいわく「既得権化してしまいますからな」、こういうことですね、そして泉さんは「五年なら五年でやる、もう期限が来たら一たんやめて、もし必要であつたら、そのときの情勢に応じて新たに立法措置をしたらいじやないか、ずるずる延ばしていくというところについては、これは法の精神から言つて思わしくない」、吉国さんいわく「一遍やめて、なお必要なら新規立法をやる、それならいいんじゃないか」、高木さんいわく「いや二年やそこらで済むものじゃないけれど、その精神でやるべきだ」、皆さんの先輩は、以下いろいろありますけれども、漫然と延ばされた場合の不均衡の方が非常に大きいというのが結局は三人の結論になっておりますが、先輩のこの言やよし、どうでしょうか。

○高橋(元)政府委員　既得権化、慢性化ということとを排して必要な場合に限って必要な期間設置するものが租税特別措置であるという意味で諸先輩がそういう話をされた、私ども同じ気持ちでおります。いまお示しの中小企業等海外市場開拓準備金でございますけれども、これは三十九年に輸出所得控除制度をやめたときにつくりました海外市場開拓準備金の何といたしますか、かなり切った残りでございます。四十一年、四十三年、四十四年、といろいろ改正を施してまいりましたが、四十七年に資本金十億を超えます企業を海外市場開拓準備金の適用対象外に置きまして、今年度の改正で、資本金五億超の法人を対象から外すという御提案をいたしております。

その準備金に対する積立率も、当初の一・七％、二・三％というところからかなり縮減をしまいいりまして、今回は一・七％を一・三六％、二・三％

を一・八四％というふうにしております。海外市場開拓の必要がもはやなくなつてしまつたのではないかと、中小企業対策との絡みで、資本金五億圓に満たない企業、五億圓以下の法人につきましてはお存置しておる理由でございます。これにつきましても常時今後とも見直ししてまいりたいと思ひますが、ただいま私どもが御提案いたしております考えは、五億圓以下の法人についてなお存置する必要がある、いわば中小輸出専門商社というふうなものがございまして、そういうものの内部留保ないし競争力に直ちに急激な変化を与えないという意味でございます。

○塚田委員 私、これは一つ一つ取り上げていろいろ言いたのですが、時間が非常に限られておりますので、一々答弁を求めていたのでは時間が来てしまいますが、この間たしか予算委員会かと思ひましたね、これは参議院ですか、航空機の特別償却について質問があつたかと思ひます、こんなのは必要ないんじゃないか。最大離陸重量百七十五トン以上の航空機についての特別償却。これは何かと言うと、DC10はまあ、8がそのうです。9ですか。(高橋(元)政府委員「10です」と呼ぶ)10ですか。10はこれはもう二百くらいです。そういうところで、使つておるのは日本航空だけだということで、恐らくいろいろな問題があつたのだらうと思ひます。

それから船舶の特別償却制度の問題、これはたしかMゼロ船の償却だと思ひます。Mゼロ船は當時は、たしか私の記憶で言うところ四十五年ごろはこういうことで奨励をしまして、こういった合理化船といふことをどんどんつくらせた、したがつて税の上においても特別措置をやるということ、二万トン以上のMゼロ船についてはこのような特別償却を認めておる。しかし、いま、今日この段階ではMゼロ船というのはいさ普通なんです。ほとんどMゼロ船にかつておるので、これもわざわざ特別償却制度を設けてやる意味というのはほとんどなくなつたのではないかと、こういうふうにも私も考えておるのです。だから、飛行機の場合

合は日本航空という特別な会社、あるいは船舶の場合にはもうその意味がなくなつた、こういうふうな一々検討していけば、もう全廃しなければならぬものはまだたくさんはかあるのではないかと私も考へております。

ついでにそのほかに言ひましよう。登録ホテル業の問題ですね。これの特別償却、こんなものはない全然意味がない。中小企業の問題は、海外市場開拓準備金というのはいさ言ひました。これは場合によつてガットの例の輸出補助金制と触れられるおそれがあるということで、非常に評判の悪いというが、対外的に大変な問題を引き起こすおそれがある準備金だと私も考へておるので、これが、こういったものをわざわざこへこの機会に残しておくというのはいさうでしょうか。あるいはまた、株式売買損失準備金、これは準備金として積み立てて五年たてば益金になるのですけれども、五年間はいろいろな運用ができるわけですが、これはたしか四十一年度の山一証券の事件があつたときに、その必要性を認めてきて、それ以来ずっと続いてきておるので、残高がどのくらいになるか私はまだ計算してありませんが、こういったものを一つ一つ洗つてみると、まだまだ整理すべきものがあるし、またそう個々に当たつて整理するのが先ほど言つた中期答申の精神ではないか、そういう影は一つも見えておらないというのはいさうだと思ひます。

○高橋(元)政府委員 いま幾つかの例を挙げてお話をいたしました。

それで、たとえばお話のございました順番で若干申し上げさせていただきますと、航空機の特償でございます。これは四十六年創設の規定でございますけれども、現在六分の一の特別償却を最大離陸重量百七十五トン以上の大型機について初年度に認めております。これは機種は三つでございます。DC10、それからロッキードの二〇一一、もう一つボーイング747、この三つでございますけれども、これについて、日本航空と全日空とござい

ますけれども、置いておく必要がないのではないかと、いろいろお示しをしておりますが、運輸省といろいろ相談をいたしまして、これは騒音対策また省エネ対策ということで大型機材の投入を現在進めておりますので、その関連でなお存置をするという考へ方でございます。

船舶につきましても、二万トンから二万トンまでの鋼船というものは適用単位から外しまして、省力化して輸送コストを下げていくMゼロ船といふものだけに、なお存置をするということでございます。

準備金につきましても、先ほど一つ申し上げました。いづれにしましても、慢性化するということですが、こういう一種の補助金、タックスエクステンディチュアと言ふので、補助金につきまとうとうとういふところまでございまして、十分その辺は今後とも努力をしまひたいというふうな考へます。

○塚田委員 租税の問題については、あまた大臣が来まして少し続けてやりたいと思ひます。きょうわざわざ銀行局長がそこに来ておりますので、先ほどから退屈のような顔をしておりますから、ちょっと局長に質問をしたいと思ひます。

端的に言つて平和相互の問題です。これは他の委員会等でもいろいろ議論をされた経緯もありまします。また新聞紙上を通して見ましても、デューセル機器の株の買ひ占めあるいは岡本理研の問題等いろいろ出ておるようでありまして、そういう具体的な問題は、この際避けたいと思ひます。恐らく国税庁の方で一生懸命やっておられるのだらうと思ひますから、これは避けたい。ただ、指導官庁の銀行局としてこういう事態を一体どう考へるかということなんです。

まず、この銀行はちょっと特殊な融資形態をとつておられます。不動産業に対する貸し付けの構成比というのは非常に高い。これは有価証券報告書です。九月期の報告書ですが、

不動産業に対しては二〇・三八％の融資構成になっております。元来、相互銀行といふのは成り立ちから言ひましても、たとえば外勤の人が日銭を集めて歩くといふようなこと等、無尽から始まつたという経緯からいっても小売業あるいはせいぜいサービス、この場合ゴルフなんといふのは除いたサービスなんです。そういうところから大きく融資の率が傾斜するといふのはたまたまなんです。が、どうもここだけは不動産に対してぐつと上がつておる。特にこれを不動産と切つても切れない建設業と合わせますと、実に二八％という高率の融資の構成比になっておるのです。こういう事態についてまず局長はどう考へておりますか。他に例はないのです。

○米里政府委員 相互銀行の不動産業に対する貸し出しの問題でございますが、確かに先生御指摘のように、まず相互銀行全体が、都市銀行、地方銀行などと比べました場合には、若干不動産業あるいはサービス業などに対する貸し出しの総貸し出しに対するウェイトは高くなつております。特にその中で、御指摘の平和相互銀行でございますが、御指摘のような有価証券報告書で見ますと、相互平均に對しても、不動産業、サービス業、建設業などに対する貸し出しのウェイトはかなり高くなつております。トレンドで見ますと、一時よりは若干減少傾向、近年わずかながら減少傾向といふようなトレンドも見られますが、私もといたしましては、こういった融資の形態、いろいろ金融機関の種類あるいは個別金融機関によりまして、特色と申しますか傾向があるということとは一概に必ずしもいいとか悪いとか申すことはできませんが、不動産業に対するウェイトがこの銀行の場合にかなり高いといふようなことは、一般論として、その貸し出しのしぐらに十分気がつけていく必要があるといふように思ひますし、また余り過度に資金が固定化するといふようなことがあつてもいけないと思ひます。あるいはまた、いわゆる地価の問題と関連いたしまして、投機資金にわたるような土地関連融資を行つてはならな

いということは、かねてから一般的に通達で厳しく規制しているところでもございます。そういう問題意識を持ちながら、この平和相互銀行については、今後とも十分指導し、その実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

○塚田委員 局長、一般論としてはということ、相互銀行は他の銀行と違っていろいろ特徴を持っており、こういうことですが、ここに日本銀行の経済統計の月報から引いた統計があります。相互銀行全体で、全国平均しまして不動産に対する残高構成というのは六・四なんです。これが、この問題銀行の場合には二〇・三八というんです。あなたは、全国的に相互銀行は不動産に偏りがちだ、その中でも平和相互は多いのだという印象を与えるような答弁をしましたが、実際は違うのです。六・四という全国の比重というのは決して高いものではありません。にもかかわらず、平和相互は非常に高い比率を示しております。そして、土地関連融資については、その都度通達を出して注意を促しておると言いますが、私の記憶では、関連融資については、四十七年一回、四十九年二回、それから五十年に三回、こういうことで厳しいおゆるおふれが出ておるので、これを無視して、なおかつこういう高率の構成比を保っておるといいますか、崩すことはできないという体質の中に、何かこの銀行の特殊な体質があるのではないかと思うのです。これは後でお話したいと思いますが、局長は一体どうでしょう。

○米里政府委員 まず、先ほど相互銀行全体が若干都市銀行、地方銀行よりも高いのだということ、を申し上げましたのは、五十四年三月末の数字で不動産業に対する総貸し出しの中の構成比でございますが、都銀は五・一、地銀は五・四、相銀は七・〇、全体にやや高くなっておるという点を申し上げたわけでございます。その中で、御指摘のとおり当該銀行が非常に高いということは事実でございます。

私も、土地に関連しましては再三通達を出

しまして、いやすくも投機的な資金を土地関連融資に回して安易に貸し出すことがないようにというふうな指導をしておるわけでございます。当該銀行につきましては、去年の十一月の末から約一カ月にわたりまして検査をいたしまして、その結果をいま取りまとめ中でございます。個別の検査の問題でございまして、まだ結果も出ておりませんし、かつ内容を申し上げるわけにはいかないとはいえませんが、こういう土地の融資のウエートが非常に多いというところは、一つは、資金が非常に固定化しがちであるという傾向があることは事実であると思っております。担保という面では大体かなり十分なものがあつたわけでございますけれども、土地でございまして、どうしても資金が固定化しがちであるという問題はあろうかと思っております。もう一つ、そのほかに、そういう土地関連融資に關して、いわゆる社会性、公共性といふような観点から適正なビヘービアを行われていのかどうかという問題もあろうかと思っております。

○塚田委員 担保という点については十分取つてあるので大丈夫だ。この債権の見返り担保の内訳を私は有価証券報告書でずっと洗つてみました。この銀行の場合は、有価証券、債券、商品、不動産その他と分けてありますが、不動産が五十四年三月末で一千七百七十七億。これは億以下の端数を切ります。それから五十四年九月期では一千四百七十一億。この不動産担保というのは、他のあれと比べて非常に率が高いと思われないですか、率直なところを聞かせてください。

○米里政府委員 不動産関係の融資が非常に高いという状況とあらはら問題といたしまして、不動産担保のウエートがかなり高いという事実はあろうかと思ひます。

○塚田委員 つまり、私はこういうことを考えているのです。銀行はもちろん不動産を買うことはできないですね。少なくとも安く買って高く売

ということとはできない。しかし、これは、系列会社というか同族的な色彩が非常に強いところですね。その一例として、大体、有価証券報告書の中には十大株主というのが一項目あります。その十大株主の中で銀行だと大体八つないしひどいと九つになるわけですね。これは全部銀行同士の持ち合いになるわけですね。ここだけちょっと違ひます。これは銀行は三社に限つております。あとは個人が系列と目されるこういった会社は占められておるわけです。これはほとんど全部不動産会社です。私は現実に調べてまいりました。そうしますと、これらに融資して不動産を取得するということになると、しかもそれを担保に全部とるといふことになりまして、これは当然銀行としては、すると、銀行が間接的に不動産を取得していく、買うということと等しいような行為をここでやっているように私はここで見て受けるのですけれども、局長はどうですか、実態を見

○米里政府委員 御指摘のように、この銀行の大株主の中に人的関係、融資関係の非常に深い会社が多いというところは事実でございます。ただ、これは資本関係はほとんどございせんので、そういった意味では私も言つております。いわゆる関連会社というものはなからうかと思ひますが、いずれにせよ、かなり関係の深い会社が並んでおると思ひます。しかし、これらの会社はそれぞれ独立した企業でございまして、それなりに本来の業務を行つておるといふことで、広い意味では相互銀行と関係の深い会社の集団のような形にもなつておりますけれども、それが全部金融機関が実質的に土地を持つておるのだというふうな性格のものでは必ずしもなからうというふうには私は考えております。

○塚田委員 時間も参りましたが、非常にきれいな答弁をしていますが、そうきれいな答弁をされると少し虫がおさまらないのです、実態をよく知っていますから。したがって、銀行としては一体これをどうするのか、大口融資規制を含めまし

て、土地関連はどういう指導をしているのか。大株主構成にしても、いま言つた六つ、これは名前には言いません。だけれども、大株局長にはわかつておると思うのです。この六つだけですでに三七％の株を押さえている。もちろん個人も入つていますが、亡くなった方ですけれども、こういった構成を局としては一体どう考えるかということ。あるいはいま言つた大口融資の規制の問題、土地関連の問題、こういったことについてどういう指導を今後進めていくか、いかにげんな答弁、余りきれいな答弁では、私は具体的に言わざるを得ないのです。

○米里政府委員 大口融資規制の問題につきましては、この銀行という問題だけなしに相互銀行全体の大口融資規制をどうするかということ、現在、金融制度調査会でも中小企業金融専門機関の制度のあり方について審議しておられますので、現在鋭意その問題を私どもとしても慎重に考えてまいつておるわけでございます。

この平和相互銀行自体の指導につきましては、個別の問題にはなりますけれども、今後、検査の結果をよく見まして、それに基づいていままでもいろいろな面でも個別の指導を行つてまいりますけれども、いやすくも公共性のある金融機関として社会性、公共性といったような面を疑念を招くことがないように十分注意して指導に心がけてまいりたいというふうに思つております。

○塚田委員 もう時間ありませんので、これは答弁は要らないのですが、私はゆべ一晩かかっていろいろと有価証券報告書を調べてみました。先ほど不動産融資が多いから担保が当然多いのじゃないか、こういう話なんです。たとえば同じ銀行——これは相互ではありません。協和銀行、これは一体不動産をどのくらい担保をとつて

かという、いずれも九月期の報告です、四百五十八億ですね。これに比べて平和相互が一千億くらい多いですね。協和というのは相当大きな銀行です。拓銀、これは私の方の北海道のあれですけれども、これでも千百六十三億。平和よりは少

ないです。それから増銀、これは平和に近いのですが、やはり少ない。千三百五十六億。さて、富士銀。これはもう大きな銀行なんですから、恐らく相当の担保があるだろうと思つたら大間違いで、千八百億。いずれも平和相互に比べて不動産についてのはるかに少ない。そのかわり、債券とかあるいはた有価証券とかあるいは信用、そういったものの担保は大きいですね。こういうところから見て、いかにこの銀行は異常な体質の中で経営、運営されておるかという一つの証左ではないかと思うのです。まだいろいろと証拠はありません。きょうはもう時間がないからやめますが、こういう事態を踏まえて、この銀行に関する監査なりあるいは調査なり、税務調査も含めまして、ここからひとつ磯邊さんもあるいは答えてもらいたいと思つて、相当厳重にやらないと、あるいはどつかの銀行のように、結局は再び預金者に迷惑をかける、そういう結果になりかねない要素もありますので、その点についての決意を含めて、ひとつ局長の御答弁を願いたいと思つて。

○米里政府委員 先ほど申しましたように、ごく最近検査をいたしました。その結果を現在分析しているところでございますが、この銀行は、御指摘のような不動産融資が非常に多いとか、あるいは不動産担保が非常に多いとかいうような点はございしますが、預金者に迷惑をかけるような状態ではないという点は申し上げられると思つて。それにいたしまして、いろいろ特殊な融資ぶりの銀行であるという点は御指摘のとおりでございますので、今後御指摘の点も含めましてさらに一層この銀行について十分適正な指導を続けてまいりたいというように考えております。

○塚田委員 時間がありませんから……。

○増岡委員長 本会議散会後再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後四時二十五分開議

○増岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案について質疑を続行いたします。古川雅司君。

○古川委員 ただいま議題となつております両法案につきましても若干の質問をいたします。なお、途中で関連した事項についても伺ひをしてまいりたいと思つております。

きょうは大臣が御出席でございませんで、残余の質問については明日に譲ることといたしまして、最初に五十五年度の税制改正につきまして両法案の提案理由の説明の中に「税制改正の一環」という言葉をお使いになつておるわけでございます。これはいわゆる来るべき本格的な増税時代への前ぶれ、そのワンステップとしての一環という意味ともとれるのではないかと、こういう指摘も数々なされておるわけでございます。そのとおりでございませうか。

○高橋(元)政府委員 提案理由の御説明を大臣から申し上げました際にも、五十五年度「税制改正の一環」としてというふうに申し上げましたし、各法案の末尾の理由というところにもそういう文言が使つてあると思つて。これは五十五年度税制改正全体として御案内のとおり、三千五百十億円の増収増を見込んで予算に計上していただいておりますわけでございますが、その中には政令をもつて措置いたしますものもございします。電源開発促進税のように、別途法案を御提出するものもございします。所得税法の改正案、租税特別措置法の改正案、電源開発促進税法の改正案、それらがいずれも法律事項でございしますし、そのほか政令をもつて措置するものもございしますという意味で、一環という言葉は毎年使用しておるわけでございます。

○古川委員 今回のこの税制改正につきましては幾つかの特徴があるわけございまして、いろいろな指摘の仕方があると思つて、いろいろ目には、企業関係の租税特別措置のいわば最終

的とも言える大幅な整理合理化をしたというところ。二つ目には、法人、特に大法人のこれまでい

わゆる利益隠しに利用されておるという批判の強かつた法人税の特例、退職給付引当金の積み立て制度にメスを入れたということ、それは積立限度額を引き下げたということにあらわれておる。そして三つ目が、高額給与所得者の給与所得控除率を大幅に引き下げるということ。こうしたことが将来に仮称と言われております一般消費税率導入への一つの足がかりになる、そのワンステップにすぎないのだというところは繰り返し繰り返論じられておるわけでございます。そういう位置づけという意味も「税制改正の一環」という中に含まれてくるのではないかと、御説明のありました三千五百十億円の増収を見込んでおるということが、その将来の一つの足がかりにならないかという点について御答弁をいただきたいと思つて。

○高橋(元)政府委員 政務次官から御答弁があるべきことかもしれません。私から申し上げたいと思つておることは、財政再建ということが当面の急務である、私どもはそう認識しております。五十九年度までに特例公債から脱却するということを具体的に中期的に考えてまいらなければならぬ。それには歳入の削減合理化ということももちろん必要でございしますし、行政機構の簡素化ということも必要でございしますし、それと相まって税制面につきましても、既存の税制の中で見直すべきところは見直し、さらに国民の御理解が得られるならば、必要な歳入増のための構想の実現ということも図つていかなければならぬ、私の立場からはそう思つて。それは、五十五年度の税制改正が三千五百十億円と先ほど申し上げた規模にとどまりましたのは、五十五年度の歳入の自然増収が非常に多く見込まれたということ、五十五年度はまず歳入の節減合理化をもつて予算の健全化のための第一歩を踏み出すという意味でそうなつたわけでございます。

○古川委員 さて、この税制改正に伴う増収見込みでございしますけれども、相次いで公定歩合の引き上げが行われてまいりました。本日もまた決定というのを聞いておりますけれども、この公定歩合の引き上げによつて税収の見込みにどう影響を及ぼすとお考えであるか、御答弁をいただきたいと思つて。

○宮本(保)政府委員 お答え申し上げます。

第五次の公定歩合につきましては、きょう実は四時三十分から総裁、大臣の会見がございまして発表という運びになるかと思つて。私どももいたしましては、この公定歩合の引き上げが物価を主体にした措置であることは確かでございますけれども、景気の問題も大変重要でございしますので、物価対策及び景気につきましても十分配慮してまいらうということで、将来、景気について問題が起るような場合におきましては、また臨機応変な措置をとつてまいらうということかと思つて。

○古川委員 予算案の編成作業の時点からの相次ぐ公定歩合の引き上げでございしますから、当然この増収見込みに影響がある、ないということについてはすでに御判断をしておらつたと思つていますが、影響があるのかないのか、税収の見込みについてふえるのか減るのか、その辺の御判断はいかがでございしますか。

○高橋(元)政府委員 税収の見積もりと申しますものは二つの大きな柱でございとおもつて。一つは、五十四年度の現実の税収が幾ら収納されることになるのか、それからもう一つは、五十五年度の経済の動きに即応した税収増が幾ら見込まれるか、この二つだと思つて。

五十四年度につきましては、さきに可決、成立をさせていただきました補正予算の中で一兆九千九百十億円の増収を見込んで二十三兆三千何百という税収になつておるわけでございますが、これは一月末までの税収の足取りを見ておりますとおおむねそこに収斂する傾向にあると申し上げてもそれほど大きな間違いではないと思つて。そうなりますと、五十五年度の現実の経済が

す。ただ、政策税制につきましても、慢性化するあるいは効果のないものについて過剰に講ぜられるという傾向ももちろんありますので、その縮減を図ってまいらねばなりません。五十四年度ベースの租税特別措置の減収額は、いまお話をのありましたとおり二千二百六十億円でございます。これは法人税の減収額でありますので、法人税の税収予算額に対する割合で見ますと、三・四％でございます。本年の千八百七十億円は、五十四年度の当初予算に比べて、かなり増加いたしました法人税をもとにしての五十五年度の見込みでございますから、法人税収に対する減収割合は二・二％でございます。そういう意味では、かつて九％まで法人税の税収を租税特別措置によって減らしておいた時期もあったわけでございますから、二・二％ということでは、それで安んじてよいということではないと思えますけれども、かなり整理をしまいたというところが申し上げられると私も思っております。

○古川委員 次に、いわゆるグリーンカードについてこれまでたくさん御発言がございましたけれども、重ねて幾つか伺いをしてみたいと思います。

これは、こうしていわゆる総合課税に移行するということについて評価されると同時に、この優遇に対して、三年、四年その措置が延長された、それはカードの導入についての準備の必要性というのを強調していらつしやるわけでございますが、これは、カードの導入をしなければ不公平を残すことになり、混乱を生ずるといふ御説明ではありますけれども、いち早く総合課税に移行して、多少そうした不公平を残しながらでも、その中でこのグリーンカードの導入についての国民の理解あるいは合意というものを得ていくということも考えられるのではないかと。五十九年一月一日から実施をするということを一つの交換条件にして総合課税の移行をおくらししたという批判が非常に強いわけでございますが、この点についてはどのように判断していらつしやいますか。

○高橋（元）政府委員 利子配当所得を総合課税に持っていくということにつきましては昭和四十年以来の懸案でございまして、四十五年、これは源泉分離選択制度をつくったときでございます。それから五十年、五十五年と十年間を経まして今度移行する措置をお認めいただくことになるわけでございますが、私も、本来の所得税の総合課税といたしまして、利子配当所得の総合課税というものをぜひ実現したいと思っております。できるだけ早い時期からその実現を図りたいと思っております。

ただいま、五十九年一月一日まで四年間の準備期間を残すことを交換条件にしようとお話もございましたけれども、私も毛頭そういうふうには思っておりません。非常に急いでそういうふうな、グリーンカードのための電算機システムとか金融機関の対応体制とか、さらには六千万か七千万に上りますところの預金者のカードの交付というものを円滑にやっていくことが必要でございます。それと、切りかえ五十九年一月一日で一日で済んでしまおうということはどういう起り得ないと思っております。実は五十八年の一月一日から交付はするといふ御提案をしておるわけでございます。そうしますと、五十七年度にはグリーンカードシステムが、任意交付という形にはなりませんけれども、動き出すわけで、したがって、いま五十五年度を迎えようとしておるわけでございますから、二年有余の間に粗漏のないような形でぜひ移行して、それから一年並行制をとります。それから五十九年一月からは単独のグリーンカードになりますけれども、なお従来の非課税貯蓄申込書等は効力を有する、切りかえ期間にならぬということで、私も、私どもとしては国税庁とも相談もいたしましたし、金融機関の対応体制につきましてもいろいろ話を聞きまして、最も早い時期を選んだつもりでございます。

○古川委員 このグリーンカードと国民の納税総背番号制との関連、同僚の先生方がずっと質問をしてこられたわけですが、これはグリーンカードがうまく機能しない場合に、やはりその意図しているところは納税総背番号制の導入じゃなにかということはまだ危惧として残ってきているわけでございます。うまく機能しないのか、これはあり得ないかと確たる自信をお持ちなのか、もしうまく機能しない場合にはやはり総背番号制へ移行せざるを得ないという、その辺の読みと申しますか前提をお持ちなのかどうか。その点明らかにしていただきたいと思います。

○高橋（元）政府委員 一昨年の秋から税制調査会で利子配当の総合課税化のための方策について御審議を願ってきました。昨年は利子配当課税特別部会というのを設けて専門的な御検討もいただいたわけでございます。そこで、税制調査会の御意見としては、利子配当所得を完全に把握して総合するということのためには、いわゆる納税者番号が一番いい。しかし、いまの段階では納税者番号について直ちに国民の御理解も得られないことだから、グリーンカードをもって総合課税に移行すべきだということでございます。

いま御提案しております所得税法改正案の十一條の二というところにいわゆるグリーンカードの趣旨というのが書いてございます。恐縮でございますが、ちょっと読ませていただきますと、「国は、郵便貯金及び少額預金の利子所得等の非課税の制度の公正な運営と利子所得、配当所得等の適正な課税の確保等に資するため、「郵便貯金の預入をしようとする者又は「少額預金の利子所得等の非課税」の規定の適用を受けようとする者の申請に基づき、これらの者がこれらの規定の適用を受けるために必要な証票として、少額貯蓄等利用者カードを交付するものとする。」となっております。これはすなわち申請によって交付をするということ、強制付番というふうな納税者番号制度とは根本的に性質を異にしております。

それから第二項でございますが、グリーンカード及びその記載事項については、グリーンカードの「交付を受けた者が自己のために用いる場合を除き、国税に関する事務に使用する以外の目的に

これを用いてはならない。」となっておりまして、利子所得課税の適正な把握、総合ということ、それからそれを初めとする国税に関する事務に限定をしてこのグリーンカードの運営をしていくということ、これを法律案にも書きまして御審議を願っております。そういう意味で、お尋ねのような総背番号制につながるという危惧を私も毛頭持っておりませんし、このグリーンカードシステムの効果を円滑に発揮するように今後とも各省令の段階において十分工夫をしてみたいというふうに思っています。

○古川委員 総合課税への移行という大きな政策転換でございますから、いろいろ大きな動きが伴うわけでございますけれども、いわゆる徴税費の大幅増になるんじゃないか、こういう指摘もあるわけでありまして、当然コンピュータによって処理されるわけでありまして、いろいろな抜け道を防止するために非常に仕組みも複雑多岐になるんじゃないかと考えられます。金融機関側でもそれに必要な人手、それから行政側でもそれに対応する陣容というものは当然必要になってくる。したがって、この点について五十九年の一月までに完全な体制をとる、このグリーンカードの導入によって総額だけの予算を見込んでいらつしやるのか。かつて徴税当局は総背番号制を採用した場合の予算を発表していらつしやるわけでございます。それと比較をしてどうなのか。最初に申し上げましたとおり、総合課税への移行という政策転換でございますから、いろいろやむを得ない点もあるかもしれませんが、徴税当局として行政の簡素化という時代の流れと相矛盾した点は当然抱え込まなければならぬわけでございます。その点の御所感をひとつ伺いたしたいと思います。

○伊藤田政府委員 お答えいたします。少額貯蓄等利用者カード制度を導入した場合の所要経費につきましては、今後その制度の具体的な詰めは、細目についての詰めと並行して詰めていくべきものと考えておりますけれども、現段階

でいろいろの前提を置いて試算しましたところにつきまして、先般当委員会、一つのめどとして経常年度で二百億円前後という数字を得ているというのを御報告申し上げている次第でございます。現在、徴税費は国税収入額百円当たり約一元五十銭になっておりまして、少額貯蓄等利用者カード制度の導入によりましてこれが大幅にふえるというふうなことは、現在の昭和五十五年度予算におきまして徴税費の全体が約三千四百億円という数字から見まして、著しい増加は考えられない、このように考えております。

それからもう一点、納税者番号制度についてのコストとの関連でございますが、確かに五十三年度九月、税制調査会におきまして報告をいたしました、納税者番号制度の所要経費というものを一つの粗っぽい試算として提出していただいております。これは現在よりすでに一年半近く前のことでございまして、それなりに幅を持って二百ないし三百五十億円というふうなことを一つの試算であることに十分の御理解を得た上で提出しております。

今度申し上げました二百億円ということのバランスでございますが、少額貯蓄等利用者カード制度の場合には、納税者番号制度、これはその当時提出いたしました案といたしましては全国民に付番をするという制度でございまして、それに比較いたしますれば、もちろん付番する対象の人数が相当数減少しております。そういうことで、納税者番号制度よりは低い費用で実施できる、大体バランスがとれているような数字になっていたのではないかと考えておりますが、いずれにせよ、ただいまようやく二百億円という数字をある程度めどとしてここで申し上げることができるような段階の、その一年半前の数字でございまして、その点は御理解願いたい、このように考える次第でございます。

○古川委員 さて、この総合課税への移行でございますが、グリーンカードの導入によって一応課税の公平化は一步前進をするということでありま

すけれども、先日来、根本的に不公平の是正がでないんじゃないかという問題点としてまだまだ不安が残っておりますのは、いわゆる郵便貯金、特に定額貯蓄の本人の確認、名寄せが不完全ではないかという点、このグリーンカード制導入について、そういう意味では民間金融機関にはかなりそうした不安が強いわけでありましてけれども、関係の調整、その理解を得る努力というのはいまだ結んでいるのでありましょか。不安は残っていないのか。きょうは郵政省からもおいでをいただいておりますので、後ほど郵政省のお立場を伺いますけれども、まず大蔵省からお伺いしたいと思います。

○高橋(元)政府委員 今回御提案を申し上げておる所得税法の改正案、それから租税特別措置法の改正案、この中でグリーンカード制度の法律事項というものは御提案をしたとおりであります。この制度を構成いたしますために私どもが一番重要だと思いたしましたことの一つに、この新しいグリーンカードシステムが、個人の、または法人の金融資産選好に影響を与えてはいけないということがございました。そういう趣旨で民間の金融機関、これも銀行、それから証券会社、それから郵政省とそれぞれ御相談をいたしまして、いま申し上げた金融資産選好に対して中立的であるというふうな制度構成に心を注いだつもりでございます。

そこで、それぞれこれから先、実際の窓口の実務、それから行内の預金なり証券類の得意先別の総合事務、そういうものの具体的な細目を見まして政省令または取り扱ひの通達の段階で詰めていくわけでございますから、これから先はいま申し上げましたような根本的な趣旨にのっとりまして、御提案の法律の中の政令なり省令なりというものの細目を詰めていく段階でそれぞれのお立場の実務なり実際のあり方、それからいろいろな御批判というものを取り入れて制度の完成を図りたいというふうに思います。

○古川委員 大蔵省は民間金融機関、銀行の定期預金と郵便の定額貯金との商品の差である。税制上の公平さとは異質のものだという見解をお持ちじゃないかと思うのですけれども、この点はどうなんでしょうか。実際にこれはグリーンカードを導入した場合に名寄せの問題が一つのかぎになりますけれども、郵政省側は、後ほど伺いますとおり、非常に強気では完璧にできるとおっしゃっている、その辺に不安も残るわけでありまして、いわゆる銀行の定期預金から郵貯の定額へ資産がシフトするのは避けられないという点はいかがなものでしょうか。

○高橋(元)政府委員 民間の非課税貯蓄でございますが、これは五十八年十二月三十一日までに非課税貯蓄申告書を出していただいて、設定された営業所ごとの非課税限度額というのがございますけれども、その非課税限度額は五十九年一月から十二月までの間にグリーンカードに書きましてお店の支店長なら支店長の確認を受けることによつて六十一年一月一日以降も継続適用になるわけでございます。

これに對しまして、郵便貯金は三百万円の預入限度額というものが郵便貯金法のシステムの中に書かれております。新制度のもとにおいても当然特別の申告とかそういう必要がございませんで、継続していくという点に相違があるということだと思ひます。いまの御指摘はそういうことかと思ひます。

しかし、これは非課税限度額について、民間の場合は設定に一定の手続を要する現状で申し上げますれば、非課税貯蓄は限度額の申告書の提出がございまして、五十九年から先はグリーンカードに店ごとの限度額を書く、そして支店長の確認を受けるということでございますが、そういう手続を要することになっておるのに対して、郵便貯金は法律で三百万円と定められておつて、枠の範囲で総額制限を突破した場合には郵政大臣が減額措置をいたすという定めになっておりますので、その点が違つておるわけでございます。しか

し、五十九年一月一日以後預入のものにつきましてはグリーンカードの提示が義務づけられるという点では、制度的に郵便貯金も民間の金融機関の貯蓄も同一の方法で新制度に移行するわけでございます。

いま仰せのありました架空名義の預金、そういうことがあつてはいけないことでございましてけれども、限度額を超えておつたマル優というふうなものも郵便貯金にシフトするのではないかといいことでございましてけれども、この点につきましては、郵政省の御協力も得てそういうことがないように十分対処してまいりたい所存でございます。

○古川委員 郵政省にお伺いいたします。

私の手元に郵便貯金の実態の資料がございまして、これを一々申し上げていきますと時間の関係でできないわけでありまして、ここ数年の実態でございまして、定額貯金の証書の枚数一つにいたしまして昭和五十四年度で二億三千五百九十五万枚、それから名寄せの実態については、全国二十八カ所ですとか各貯金局ごとに行つていて、全国統一では行つていない。各省庁ブロック機関の整理再編成の計画案ではこれが九カ所の貯金局に整理されるというところは聞いておりますけれども、なおかつこれは全国統一ではないわけでありまして、そのほか、国税庁の抜き打ち調査による税務調査の状況であるとか、あるいは郵便貯金の利用による脱税を防ぐ対策の実態、一生懸命やつていふという国会答弁を繰り返してはいらつしやいますけれども、その実態はかなりさびしいものがある。そういうことを踏まえて、先ほどから申し上げてまいりましたグリーンカードへの移行について非常に大きな矛盾、根本的な不公平を残すのじゃないかという観点から私は御質問申し上げていくわけでありまして、その点についてまとめてお伺いをいたしましたけれども、明確に御答弁をいただきたいと思います。

○小倉説明員 御質問の趣旨でございますが、郵政省といたしましては郵便貯金につきましてはま

ず名寄せでございます。全国の郵便局のどここの窓口で行われました預入につきましても、原則として一層の郵便貯金につきましてもは一人三百万円、このような預入限度が定められておりますので、全国一本で名寄せする必要があるでございます。そういう趣旨で、私もでは、いわゆる貯金の原簿を所管しておりますのは全国に二十八カ所でございます。地方貯金局でございますが、この地方貯金局に預入をなさいました預入申込書が上がつてまいりますと、この写しをそれぞれの地域ごとに交換するというような形でこの預入申込書のデータを預金者の方の住所を所管いたします地方貯金局に集めまして、全国一本で名寄せをいたしまして、預入限度額の管理を行っているところでございます。

それで、現在のところ何分手作業でこれを行っておりますので、制限額の超過の事例につきましてはほとんど把握できておるといふふうには考えておりますけれども、そういうような状況で多数のものを手作業で名寄せ区分を行っておるといふ状況でございますので、必ずしも完全ではないという面もあるかと思ひますが、今後、たゞいまちようど郵便貯金の事務処理につきましてはオンラインシステムを用いましたところの総合的な機械化計画を進行させておるところでございますので、逐次このコンピュータの導入につれましてこういう名寄せ作業といふものもコンピュータ処理で行う、こういうふうによつてまいりまして、一段と正確な、また迅速な、また効率的な名寄せに移行いたしました厳正な限度額管理の運用を期したい、このように考えております。

そういう趣旨で、私も、五十九年からのいわゆるグリーンカード制度の導入につきましてもより一層の本人確認の資料としての効果が上がるというふうなことで、郵政省といたしましても郵便貯金をこのグリーンカードの制度の対象にするというふうに考えておるわけでございますけれども、それまでの間におきましても、いま申し上げましたようなコンピュータ処理によります名寄せ管理

理でございますとか、あるいはさらに郵便局の窓口におきましますところのいろいろの手段によります本人確認等、さらに一層厳正に運用することによりまして、先生御指摘のようなことになりませぬように一層の厳正な運用を図つてまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○古川委員 このグリーンカード制度の導入によりまして、郵便貯金の名寄せは結局郵政当局の厳格な限度額管理に期待をするしかないということなんでございましょうか。国税庁の抜き打ち調査の結果でも、たとえば脱漏所得を郵便貯金千五百万円にしていたとか、あるいは郵便局の外務員が架空名義の貯金を勧めたとか、そういう事実が先日明らかになってきておるわけでございますけれども、いずれにしても、このグリーンカードを導入いたしましたとしても、民間の預金は最長期で二年の定期、郵便貯金の定期貯金は十年の定期、これはどうしても郵便貯金の方が有利になるということとは動かせないことでありまして、その不公平を埋め、このグリーンカード導入によつて残る不公平を解消するためには、郵便貯金法の改正というところまで詰めなければならぬわけでありましてけれども、その点についてはどのように検討をしていらつしやるのか、そういう方向にあるのかどうか。

○小倉説明員 郵便貯金は所得税法によりまして原則非課税、このように規定されておまして、これはまた今回の改正法案内容を拝見いたしましたも、原則非課税でございますけれども、五十九年からはこのグリーンカードを提示して預入をいたしますと、提示の際にグリーンカードの番号を証書等に記載をする。そして、この記載のない証書等を払い渡しました際には、郵政官署から税務官署に通知を申し上げる、このような仕組みになっておるわけでございます。こうして、こういうカード提示をいたしましたのカード番号の記載というものをいたしません証書等につきましては非課税の対象とならない。このようにことがすべて所得税法の範疇で規定されておることでございます。

ます。そういうことでございまして、この所得税法の改正、あるいはこの所得税法体系の規定の中で郵便貯金のそういう課税、非課税に關します規定分けと申しますか、そういう規定はすべて完結しておるのである、このように私も考えております。まして、現在のところ郵便貯金法の改正というものに特に及ぶ必要はないのであらう、このように考えておるのでございます。

○古川委員 大蔵省の当局に重ねて伺いをいたしますけれども、これは先ほど私は郵政当局の厳格な管理に期待するしかないのだらうという言い方をいたしました、この郵便貯金にも税務当局の監視の目が厳しくなつてくると、さらに無記名の公社債とか割引債、あるいは海外への資金の移行、そういうことも考えられるわけでございます。その点についての対策は何かでありますか。

○高橋(元)政府委員 無記名公社債につきましても、今度の法律案の中にございまして、グリーンカード、非課税貯蓄等利用者カードの提示を求めておるわけでございます。それによりまして本人であることを確認し、かつ告知をするということになっております。そういう意味では、無記名の公社債類につきましても、これによりまして本人確認と課税、いわゆる所得の把握というところは、このカードシステムのもとで従来に増して円滑に行えるようになるというふうに思ひます。

海外の預金利子の受け取りについての本人の告知と申しますか把握でございまして、その点につきましても現在いろいろと関係のところと相談をしております、一つだけそういう飛び抜けたパラダイスがでないような形で工夫を重ねておるところでございます。

○古川委員 では、次に移ります。土地税制の問題でございまして、今回の土地税制緩和の部分でございまして、今回の土地税制緩和の部分がございまして、一つにはこれが大手の企業や大土地資産家に非常に有利な緩和制度ではないかという指摘がございまして、こ

の緩和策によつてどういう効果を具体的に期待をしているのか。宅地の供給についても、この税制だけでなくほかのいろいろな施策との相乗効果を見ながら、政策効果の目標に近づけていくという御説明がございましたけれども、先般の建設委員会で大蔵省の御説明等を聞いておりますと、この税制の緩和によつては宅地の供給にはさしたたつてつながらないという表現をされておるわけでございます。今この緩和の程度、割合についてどこまで期待をしておらつしやるのか。数値的にお挙げいただくということは、これだけの緩和策をすれば宅地の供給がこれだけ進むというものは挙げにくいかもしれせんけれども、今回の緩和策で一つの効果を見守つていくのか。あるいは今後さらにこの緩和という方向を強めていくのか。その辺の方向も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 今回の土地税制の改正の御審議をお願いしておりますが、その眼目は、現在のような厳しい財政状況のもとにおいて土地譲渡所得者に対して大幅の税の軽減を行うことは適当でないということが一つ基本的にございまして、しかし、三大都市圏、特に首都圏における土地、住宅問題に対処するという観点から、こういった地域における市街地の地価の水準なり宅地供給の実態を考慮して円滑な宅地の供給を促進するとともに、立体化、高度化による土地の有効利用を推進するため、長期譲渡所得課税について所要の見直しを行ひ、これが基本の考えでございます。

したが、具体的に御案内のとおりでございますけれども、一般の長期譲渡所得の場合二千万円から八千万円までの部分について、四千万円まで二〇〇〇比例とし、四千万円から八千万円の間は二分の一総合課税といたすという改正をさせていただきます。もう一つは、本年度の税制改正で設けられました優良住宅地の範囲を拡大をさせていただきます。それは土地地区画整理事業につきまして仮換地の指定を受けた土地についてこれを優良住宅地に含めるということ及び現

在一団の住宅地に三十戸以上のマンションまたは五十戸以上の建て家をつくって分譲いたします場合の用地について優良住宅地としての戸数要件を半分に下げたこととでございます。それからもう一つは、これはいわゆる立地換地と言っておりますが、俗にそう言っているのかどうかかわかりませんが、現在住んでおります宅地を売りまして四階以上の中高層耐火共同住宅をつくった場合に、そこに買いかえを認めるという新しい制度を入れたわけでございます。

その三つの制度に即して、くどくど申しますが申し上げると、二千万円までの比例部分を四千万円まで広げたのはどういふことかというところでございます。けれども、現在二千万円までを超過する譲渡というものがことに住宅難、宅地難が言われております東京の国税局の管内の市街化区域について観察をいたしますと、二千万円を超過譲渡は一五%ぐらいでございます。これでは恐らく土地が二十坪か四十坪ぐらいしかない。東京あたりのかなり離れたところを考えたとしても、そのぐらゐ細分化された取引になつてしまふ。それを四千万円まで比例というところで税負担を明確にいたしました場合には、約七割ぐらゐがふえてまいりたではないかというふうに思うわけでありまふ。それから八千万円と申しましたのは、通勤圏の坪当たりの地価を大体二十万から百万ぐらゐというふうに考えますと、大体三百平米以上のものが約六割というところになつておりますが、そういう三千万から四千万の取引を拡大させていくというところを考へますと、これをやはり四千万円から八千万円ぐらゐまで広げていくということが必要ではないかと思ふわけでありまふ。

それから仮換地以下のものは、これは優良住宅地を現実的に即して、より運営しやすくしていくというところとございまして、この優良住宅地も、この確定申告の状況を分析していきまふと、優良住宅地制度でどれだけ宅地の供給がふえたかという的確なお答えをいたしかねるわけでございますが、昨年の秋あたりの東京都内の不動産業者

による土地の買取りを見ますと、かなり優良住宅地にります二分の一課税というものの効果があらうという情報もございまして。そういう意味で、東京都内、東京都近辺、三大都市圏近辺の優良住宅地の供給をふやすと同時に、一般的に長期譲渡の対象になりますような土地につきまして、大体八千万円と申しますと八十坪から百坪ぐらゐでしようか、もう少し大きくなるのでしょうか、そのぐらゐの土地の供給に資するような制度であるというところは私も確信をいたしておりますが、さて、いま先生からお話のございましたように、定量的に幾らかというところは私どもなかなかわかりませんのと、それからもう一つは、他の土地住宅政策との絡みで土地税制の効果が出てまいるわけでございますから、したがって、建設委員会

でどういふふうに申し上げたか私はよくわからないのですが、定量的に把握して幾ら幾らの供給促進があるというふうには申し上げられまふと、それともう一つ、ほかの政策との関連もございましてというふうにあるいはお答えしたのかとも思ひますが、いま、今度の改正が宅地の供給の緩和につながるというところとはあり得ない、むしろつながらる方向で実を結んでいくのではないかというふうに思つております。

○古川委員 残りはまだ続けてお伺いすることにしたしまして、きょうの最後に、いわゆる妻の座の強化が再々話題になりまして、今回民法の改正に伴つて税制面でもこれは改正をするということと伺つてゐるわけでございます。配偶者の取り分だけ民法改正に合わせて今度措置をする、そのほかの今回改正で新設をされる寄与分については、何ら手直しをしていない、これはどういふ意図によるのか。いろいろ皮肉な見方もあらうございまして、いろいろ皮肉な見方もあらうございまして、その一々は申し上げまふと思ひます。

それから、非常に古い議論でございますが、いわゆる二分二乗方式、改めて申し上げるまでもありませんけれども、夫婦者はその課税所得を折半

して各税率を適用し、その税額を二倍したものを納付税額とすることとでございまして、これまでこの議論については、個人の財産形成の問題としてまだ触れられない分野とされてきたわけでありまふ。今回の民法の改正によつて、これに對して何らかの手をつけるのか、検討を始めるのか、その点あわせてひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○高橋三三政府委員 民法改正によりまして寄与分の制度が設けられるわけでございますが、この寄与分の制度は、御案内のとおり、寄与相続人とその他の相続人の間の遺産分配上の公平というものを實現いたしますための制度でございます。財産の増加なり維持に特別の寄与をした方、たとえば中小企業の息子さん、農家の息子さん、こういう相続人が遺産の分割協議または遺産の分割の審判におきまして、寄与の方法、程度の事情に応じた相当額の財産を取得することができるようになるというところとでございます。そういうこととございまして、寄与分はいわば相続権と申しますか、被相続人の受け入れます相続財産についての権利の中身でございまして。ですから、寄与分といへども相続人が相続によつて取得した財産そのものだということとは申し上げられまふと思ひます。それから、それに相続税がかかることは当然ではないかというのが私どもの考えでございます。

寄与分は、遺産分割の協議、審判において、寄与の方法や程度に応じて個別に定められるということがたてまえになつております。法定の相続分を寄与分によつて修正するという考え方は、今回はとられておりません。したがって、相続税の課税上何らかこれについて軽減措置を講ずるといふことに仮にいたしますと、相続人相互の協議で任意に寄与分としての額が定められてしまふことになつて、同じ相続財産について、相続人の数が変わる以外の理由で税額が動いてくる、相続税の負担が動いてくるということとございまして。それがたとへ寄与分として妥当なものでない場合でも、税務当局が寄与分を査定することはできません。

ので、したがって、真に寄与相続人であるかどうかという判定を税務当局が行うというわけにはまいりませんから、そうなりますと、相続人相互の自由な意思で寄与相続人と寄与分を決めてしまへば相続税負担がそれだけ軽くなつてしまふというところで、横の公平という観点から、これについて軽減措置を講ずることは相当ではないのではないかと、私どもの考えでございます。

それからもう一つ、二分二乗についての御ねてございまして、五十二年の中期答申の中で、いわゆる消費単位と申しますか世帯単位の課税につきましては、諸外国の制度が一つの方向に固まつてきてゐる状態にない、したがって、わが国において所得者単位の課税になつておりますが、それを變更しなければならぬ状況にあるというふうにも思われまふ。そこで「税負担関係に著しい変動をもたらす課税単位の変更については、いましばらく事態の推移を見守つていくのが適當である。」というふうなお考えが示されております。

働かない奥さんと申しますか、御主人の収入で暮らしております場合には、二分二乗が一番効くわけでございますけれども、奥さんに収入がありまふ場合には、二分二乗によりまふ税負担の軽減といふのはそれほど大きくない、だんだん共々せざるもふえていくわけでございますから、そういう状況のもとで二分二乗課税に踏み切ることには問題があるのではないかと、それから独身の方または寡婦の方といった方には税負担が重くなつていくのではないかと、そういう問題もかつて指摘されたこととございまして。そこで、現段階で、民法の改正の機会に二分二乗方式を検討するつもりはないのかというお尋ねでございますが、私どもはいまそれを取り上げる段階ではないのではないかと考へてございまして。

○古川委員 お約束の時間が参りましたので、私の質問はこれで終わりますが、このほか質問の準備で通告を申し上げておりました行政改革にかかわる問題、それから中古住宅に関する問題、それ

それ建設省、労働省においていただいているわけ
でございますが、時間の都合でそこまで参りませ
んでした。あすの質問に譲らせていただきたいと
思います。お許しいただきたいと思ひます。終わ
ります。

○増岡委員長 次回は、明十九日水曜日午前十時
理事会、午前十時三十分委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

昭和五十五年三月二十八日印刷

昭和五十五年三月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局